



植物防疫所、動物検疫所の皆さんと質疑応答（神奈川県横浜市・横浜第2庁庁）
（編集部）

目 次

共同調査報告 農林水産品などの水際対策の状況と課題

農林水産品などの水際対策の状況と課題	小林信一（4）
グローバリゼーションの新たな局面における水際対策の重要性	谷口信和（5）
動物検疫の現状と課題	矢坂雅充（15）
植物防疫の現状と課題	神山安雄（24）
身体障害者補助犬等の受入と動物検疫	小林信一・汪斐然（32）
水際で日本を守る検疫探知犬	安藤光義（41）
検疫労働の特性と次世代養成の条件	友田滋夫（47）

森林総研研究成果報告

シカ被害対策としての大苗植栽の可能性	野宮治人（55）
--------------------------	----------

〔時評〕 所さん！農業統計が大変ですよ

た（2）

☆表紙写真 活躍する検疫探知犬（神奈川県川崎市・川崎東郵便局）（編集部）
「農村と都市をむすぶ」2019年11月号（第69巻第11号）通巻第816号

所さん！農業統計が大変ですよ



クイズ1…大豆と枝豆はどうちがうのか

前者は成熟した黄色の子実を収穫し、乾燥させ、長期保存できる状態にしたもので、小豆と並んで豆類だ。しかし、後者は大豆ではあるが、緑色の未成熟状態で収穫した野菜であって保存性は著しく低い。同じことはとうもろこしにも当てはまる。成熟した子実を収穫し、乾燥して長期保存できる状態にしたものが穀物としてのとうもろこしだが、茹でたり焼いたりして食べる未成熟の子実を収穫したスイートコーンなどは野菜とされる。

クイズ2…飼料用とうもろこしは穀物か、飼料作物か

これはやや難しい問いだ。飼料作物は飼料用の作物と受け取られやすいが、特別の意味がある。元々草食動物である乳用牛や肉用牛などの反芻動物に対して、繊維質が多いが、栄養価が穀物ほどには高くない粗飼料を給餌するために栽培される作物を飼料作物と称しているからである。飼料作物は、①草地で栽培される多年生牧草のような乾草、②耕地で栽培される一年生のデントコーンのように、子実と茎葉といった作物全体（ホールクロップ）を黄熟期以降に収穫し、乳酸発酵させたサイレージ、③放牧を通じた直接的摂取、の形態で利用される。

したがって、普通に飼料用とうもろこしと言った場合はほとんどが穀物としての粒状とうもろこしを指してお

り、栄養価の高い濃厚飼料である。ところが、日本で飼料用に栽培されているとうもろこしはほとんどがサイレージ用デントコーンであり、粗飼料に属する。両者は組成も用途も大きく異なっている。

ところで、八月末に安倍首相がアメリカからの前倒し輸入二七五万トンのプレゼントをトランプ大統領に約束したのはこの飼料用とうもろこしⅡ濃厚飼料である。だが、その理由の説明は理解するのが絶望的に困難である。すなわち、ツマジロクサヨトウという蛾の害虫が本年七月に九州地方で栽培されているとうもろこしで発生確認されてから急速に全国に広がり、飼料用のとうもろこしⅡ粗飼料（サイレージ用）の収穫に不安が出てきたというものだからである。デントコーンサイレージという粗飼料の不足に備えて、濃厚飼料の飼料用とうもろこしを緊急に確保するというのはどう考えても筋違いの議論といわざるをえない。こうした詭弁が「官邸主導型農政」の枠内だけで行われているのなら、容認はできないが、我慢はできる。しかし、定義を重んじ、首尾一貫性の遵守が求められる農林統計の世界にも異変が現れ始めているのが心配だ。

クイズ3…飼料用米は穀物か飼料作物か

改めて確認すると、飼料は、①濃厚飼料Ⅱ穀物由来、②粗飼料Ⅱ飼料作物（一年生と多年生）、③特殊飼料Ⅱ飼料添加物（鉱物質飼料・ビタミン）に分けられる。だから、飼料用米は穀物に決まっているし、WCS用稲は

飼料作物の作付面積

年産		万ha	
2016		2018	
計	98.84	97.03	
牧草	73.52	72.60	
青刈りとうもろこし	9.34	9.46	
ソルゴー	1.48	1.40	
その他の飼料作物	14.50	13.57	
青刈り麦類	0.97		
その他の青刈り作物	4.38		
WCS用稲	4.15	4.25	
その他の飼肥料作物	9.16		
飼料用米	9.12	7.95	

(注) 空欄は数字が示されていない。

(出所) 「耕地及び作付面積統計」による。

サイレージであるから粗飼料である。

だが、農水省の統計での扱いは近年複雑さを極めている。表は「耕地及び作付面積統計」による飼料作物の作付面積を示したものだ。ここでは二〇一六年産において、WCS用稲は「その他の青刈り作物」の主力として、飼料用米は「その他の飼肥料作物」の主力として、両者ともにその他の飼料作物の一部に区分され、したがって飼料作物と位置づけられている。WCS用稲が飼料作物とされるのは当然だが、飼料用米が飼料作物とされるのは理解しにくい。二〇一八年産では青刈り作物の数字が

掲載されてはおらず、全てその他の飼料作物と一括される中で、WCS用稲と飼料用米が同等の位置づけを与えられている。しかし、「作物統計」では水稲全体の作付面積に水稲の青刈り面積が含まれ、この青刈り面積には飼料用米等が含まれることになっているた

め、青刈りの主力をなすWCS用稲と飼料用米が青刈りのカテゴリー内で同等の位置づけを与えられている。この扱いは明らかに先の「耕地及び作付面積統計」での扱いとは異なっている。

さらに、二〇〇八年度以来、水田転作政策の中で導入された「新規需要米」には飼料用米と並んで、米ではないWCS用稲やわら専用稲・青刈り用稲が含まれている。

すなわち、一方では飼料作物に飼料用米が含まれ、他方では米のカテゴリーにWCS用稲などが含まれるといった錯綜した取り扱いがみられるのである。このような混乱は飼料用米もWCS用稲ともに食用米政策の付属物の地位しか与えられていないことに究極の原因がある。

今次の基本計画で自給率向上を実現する方途を見出す上では、一方で飼料用米政策の明確化が不可欠である。そこでは、備蓄米やMA米をも含めて、多様な調達ルート飼料用米Ⅱ飼料穀物（濃厚飼料）を包括する政策の構築が求められる。他方では、飼料作物としてのWCS用稲の地位を明確にし、牧草やデントコーンサイレージと合わせた粗飼料政策の検討が不可欠である。そこでは稲わらの活用も含めた水田飼料作物政策の再検討が求められる。この両者を実現する上で、飼料用米とWCS用稲の適切な統計的な取り扱いが前提条件となるだろう。

(た)

共同調査報告 農林水産品などの水際対策の状況と課題

出入国者数が五、〇〇〇万人を超え、農林水産物の輸出入額も一〇兆円を突破するなど、人とモノの移動が活発になる中で、違法な輸出入や感染症、テロなどの脅威も増大している。こうしたリスクに最前線の現場では、どのように対処し、またどのような課題を抱えているのか、現場の声を纏めることを目的に、現地調査を行った。調査は九月九日（月）、一〇日（火）の両日に成田空港および横浜（動物検疫所、植物防疫所）、川崎郵便局で実施予定だったが、台風一五号のため九日の成田空港調査は残念ながら中止せざるを得なかった。

昨年発生した豚コレラはすでに一年が経過しているが、沈静化に向かうどころか、さらに拡大しており、養豚業に大きな影響を齎している。さらに中国で蔓延しているアフリカ豚コレラの上陸を許してしまったら、わが国の養豚業は壊滅的な影響を受ける恐れもある。また、植物でも今年七月にツマジロクサヨトウによる食害が初めて確認されて以降、瞬く間に北は東北から、南は沖縄まで拡散してしまった。水際防疫に日本農業の存亡がかかっていると言っているのではない。

動植物検疫はわが国の農林水産業を守るためにあるが、それは一義的には、人とモノの交流をよりグローバルに、より活発に行うためにあることは言うまでもない。大きな責務を負って動植物検疫の現場で格闘される防疫官（検疫犬も含め）の皆さんの仕事ぶりに、大いに感銘を受けた調査だった。大変お忙しい中、丁寧にご説明くださった関係者に感謝の意を表したい。

（小林）

グローバルゼーションの新たな局面における水際対策の重要性

東京大学名誉教授 谷口信和

はじめに

農林行政を考える会が横浜の「植物防疫所」と「動物防疫所」を訪問調査したのは二〇一九年九月一〇日だった。八〜九日にかけて台風一五号が千葉市に上陸したこともあって、九日の成田支所の調査を断念した後の訪問であった。ほぼ、一年前の二〇一八年九月九日は岐阜市で豚コレラの発生が確認された日であり、二〇一九年九月一三日にはついに埼玉県秩父市にまで感染が拡大する渦中での現地調査となったわけである。

動植物防疫の実情を現地調査することにしたのにはこうした豚コレラの感染拡大が防止できていなかったことに対する問題意識が背景にある。つまり、ここ数年で急速に進展している訪日外国人数の増大といったグローバル

ゼーションの新たな局面における検疫などの対応がどうなっているのか、どのような課題を抱えているのかを明らかにしようという意図がそこにあったといっている。

検疫はいうまでもなく、植物・動物・農畜産物・食品などの輸出入の両面にわたって行われるものであるが、輸出国・輸入国の立場を変えればどちらも同じ課題に直面しているの、以下ではもっぱら輸入検疫を取り上げることにしたい。

ところで、改めて検疫と防疫という言葉の意味を検討することから始めたい。両者に共通する「疫」とは伝染病（感染症）を示しており、国内には常在しない伝染病の国外からの侵入を防止する目的で海港や空港において検査するのが検疫、それらの国内における流行や拡大を

防ぐのが防疫、という最も基礎的な理解を出発点とした(1)。そのような理解を前提にすると、植物や植物性の輸入農産物の検査は植物防疫であり、これを担当しているのが農林水産省消費・安全局植物防疫課と出先機関の植物防疫所(2)ということになる。また、動物や動物性の輸入畜産物の検査を担当するのが消費・安全局動物衛生課と出先機関の動物防疫所(3)である。さらに、輸入食品の安全性の検査を担当するのが厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課と出先機関の検査所である。ここでの検討対象は農水省所管の二組織であるが、植物「防疫所」と動物「防疫所」という用語法の違いが気になるところである。

そこで、表1に検疫制度としての植物防疫と動物防疫の微妙な差違について整理してみた。これによると、第一に、植物防疫は「植物防疫法」を根拠法とした制度であって、ここでは、広義の防疫が水際対応としての①「国際検疫」、②国内対応としての国内検疫(国内の一部地域に発生している病害虫のまん延防止を図る移動規制、指定種苗検疫)、③侵入後の駆除やまん延防止を図る緊急防除とともに、④都道府県が担当する国内防除をカバーする内容となっていることが分かる。農水省における業務担当職員は「植物防疫官」と呼ばれている。

これに対し、第二に、動物防疫は「家畜伝染病予防法」

に基づく制度であり、主たる業務が水際防疫とも呼ばれる「輸出入検疫」におかれるとともに、国内対応としては「防疫」資材(機械・器具などの大型防疫資材とワクチンなど)の保管を担い、国内における感染症の発生・まん延予防を意味する国内防疫は主として都道府県が担

表1 防疫と検疫の微妙な違い

検疫制度	植物防疫	動物検疫
根拠法	植物防疫法 (1950年制定)	家畜伝染病予防法 (1956年制定) 特定家畜伝染病防疫指針
実施機関	植物防疫課(本省) 植物防疫所(出先)	動物衛生課(本省) 動物検疫所(出先)
従事者	植物防疫官	家畜防疫官
水際対応	国際検疫 (輸出入検疫)	輸出入検疫 (水際防疫)
国内対応	国内検疫 (移動規制) (指定種苗検疫) 緊急防除	防疫資材の保管 大型防疫資材 ワクチンなどの保管
都道府県	国内防除	国内防疫 (発生予防・まん延予防)

(出所) 農水省の各種資料から筆者作成。

うという分業体制が構築されている。また、農水省における業務担当職員は「家畜防疫官」と呼ばれている。

みられるように、植物防疫については主たる業務が防疫であるにもかかわらず、実施機関や従事者の名称に防疫が用いられていたり、動物防疫については家畜防疫官が業務を行う場所が「動物検疫所」というように「検疫」と「防疫」が錯綜しながら用いられており、やや分かりにくい用語法となっている感は否めない。このことは防疫ないし検疫の重要な意義を広く国民に理解してもらう上では是非とも整理が必要な点であるといえよう。

1、二〇一八年豚コレラ問題と二〇一〇年口蹄疫問題の位相差

本稿は日本におけるグローバル化が近年新たな局面に入っているという視点から、動物検疫の意義が高まっている点を明らかにし、以下に続く論考のインパクトにしようというものである。その際、現在進行形である「豚コレラ問題」が二〇一〇年に宮崎県で発生した「口蹄疫問題」との間に争む位相差に着目し、グローバル化の現局面の特徴を簡潔に示すことにしたい。

二〇一〇年の民主党政権下の口蹄疫では宮崎県の二九二農場で、豚二・八万頭、牛六・九万頭、その他四〇

五頭を合わせ、計二九・八万頭の被害が発生した。経過は表2に示した通りだが、①発生範囲が宮崎県内に抑えられた、②発生確認から一カ月で移動制限区域内の全ての牛・豚の殺処分を前提としたワクチン接種を開始し、二カ月半で新たな発生を食い止め、③三カ月で全ての移動制限区域が解除され、④四カ月強で競りが再開され、

表2 2010年口蹄疫の経過

2010	4	20	発生確認
	5	19	移動制限区域内でのワクチン接種開始
	7	5	最終発生確認
	27		全ての移動・搬出制限区域の解除
	8	27	県知事の終息宣言
		29	家畜の競りの再開
		31	観客牛導入
	9	6	サーベイランス実施(陰性確認)
	10	6	OIE(国際獣疫事務局)へステータス申請
	2011	2	5 OIE清浄国認定

(出所)「平成22年度 食料・農業・農村の動向」などによる。

⑤サーベイランスを経て、五カ月半後にOIE(国際獣疫事務局)にステータス申請を行い、⑥九カ月半後の二〇一一年二月に清浄国認定を得るといふスピード解決が図られたことが特筆に値するところである。

これに対して、二〇一八年九月に岐阜県で発生確認された飼養豚の豚コレラは、二〇一九年九月末までに九府県の四

五農場に拡大しており、家畜（豚とイノシシ）だけでなく、一県（一）の野生イノシシへと拡散している（殺処分した豚は一四万頭に達している）。二〇一〇年の口蹄疫と対比すると、①発生が一県の枠を超え、近畿から東海・関東へと広域化している、②発生開始から一年を過ぎても収束の気配がなく、飼養豚と野生イノシシの両方で感染が拡大している、③飼養豚へのワクチン接種が遅れ、ようやく一〇月末から一県に対して開始されることになっているが、終息が見通されないことが最大の不安材料だといっている（④）。

一〇月一〇日に改定された「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」は、野生イノシシにおける豚コレラウイルスの感染が確認される地域で飼養豚への感染リスクが高いと判断して、ワクチン接種推奨地域に設定して、予防的ワクチンの接種に踏み切るという方針転換を提起した。しかし、本稿で注目したいのはそうした方針転換の背景に豚コレラ（＝感染症）の感染ルートに関する判断に重要な変化がみられることである。

そこで、まず農林水産省口蹄疫疫学調査チームによって二〇一〇年一月に提出された「口蹄疫の疫学調査に係る中間取りまとめ―侵入経路と伝播経路を中心に―」と二〇一三年三月に提出された「補完報告―分離ウイルスの性状分析結果等―」に基づいて、当時の口蹄疫ウイ

ルス（ウイルス）の侵入・伝播経路についての「公式見解」を整理しておこう。

それらによれば、

①宮崎県で確認されたウイルス株は当時、香港、韓国、ロシアで分離されたウイルス株と近縁であり、アジア地域の口蹄疫発生国から人、あるいは物を介して侵入したと推定される。発生国である中国のウイルス株の遺伝子解析データは確定診断機関（英国家畜衛生研究所）に提供されていないため、相同性の検証はできなかった。

②家畜は動物検疫所における検疫があるし、畜産物については病原体が死滅するように処理された物以外は輸入を禁止しており、感染源となった可能性は極めて低い。

③農場間の人及び車両による伝播が大きな要因であった。前者では農場関係者・獣医師・人工授精師・削蹄師など、後者では家畜・飼料・堆肥・生乳・死亡家畜・その他の畜産資材などの移動によりウイルスの伝播がもたらされた。

④感染農場における感染動物が排出するウイルスが呼吸や糞尿を介して近隣農場へ伝播した可能性が高い。さらに共通の道路の利用、野鳥や昆虫などの小動物による機械的伝播などの可能性もある。

⑤口蹄疫に感受性のあるニホンジカ・ニホンカモシカ

・イノシシが宮崎県の山間部には生息しているため、二〇一〇年にはこれらへのウイルスの浸潤のサンプル調査をしたが全て陰性であった。二〇一一年には南九州四県でイノシシ及びニホンジカについても六二五体の調査を実施したが全て陰性であった。したがって、宮崎県で実施した防疫措置によってウイルスが野生動物に浸潤する前に封じ込めに成功したものと判断される、というものであった。

これに対して、今回の豚コレラについては二〇一九年八月八日の農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」とこれに基づいた上記の一〇月一〇日の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」での感染・伝播経路についての見解を整理すると以下のようになる。

① 今回の豚コレラに感染した飼養豚や野生イノシシから分離されたウイルスはいずれも類似しているが、過去に国内で流行していたウイルスや国内で使用していたワクチンのウイルスとは異なり、中国国内で発生している豚コレラのウイルスと同じタイプである。したがって、今般の発生の原因となったウイルスは中国またはその周辺国（豚コレラが発生してはいるが流行株の分析が進んでいない）から侵入したウイルスと推定される。

② 豚コレラ発生病国からの家畜・畜産物の輸入は規制さ

れているが、旅行者の手荷物や海外からの郵便物に対する輸入検査の受検は自己申告方式であるため、旅行者の手荷物や国際小包により汚染された豚肉または豚肉製品が輸入検疫を受けずに持ち込まれる可能性がある。

③ 汚染された豚肉や豚肉製品が事業ごみ、家庭ごみまたは行楽地などでごみとして廃棄された場合、野生イノシシが摂食する可能性があることから、今回は海外からウイルスが野生イノシシ群に侵入し、この野生イノシシから最初に発生した岐阜市の農場の豚に伝播した可能性が高いと判断される。

④ 国内での感染拡大は、i 感染野生イノシシからの直接感染、ii 感染野生イノシシ由来のウイルスの人・物・車両・野生動物などを介した感染、iii 近隣の発生農場由来のウイルスによる感染が主たるものである。

⑤ ウイルスの農場内への侵入要因は不徹底なイノシシ侵入防止対策、人・車両・機械・器具の不徹底な消毒、野生動物の侵入などが指摘される。

つまり、今回の豚コレラにおいては、

① ウイルスの侵入が飼養豚（家畜）に先行して野生イノシシ（動物）で発生し、それが飼養豚に伝播したこと、
② したがって、飼養豚だけでなく野生イノシシにおいても感染を封じ込めない限り、飼養豚への感染の危険性を排除できないことが特徴であり、

③ ウイルスの侵入にあたっては通常の輸入貿易に対応した輸入検疫だけでなく、とくに発生国からの入国者・帰国者⁽⁵⁾の靴底消毒、質問、携行品の検査・消毒の徹底が重視されるとともに、海外由来の食品残渣（豚肉や豚肉製品など）は適切な処分を実施すること、

④ 食品残渣を介したウイルスの野生イノシシへの伝播を防止するため、不特定多数の人が出入りする公園、キャンプ場、観光施設などにおけるごみの放置禁止、ごみ置き場などにおける野生動物の接触防止などのごみ対策を徹底することが是非とも必要だと指摘されていることが重要であろう。

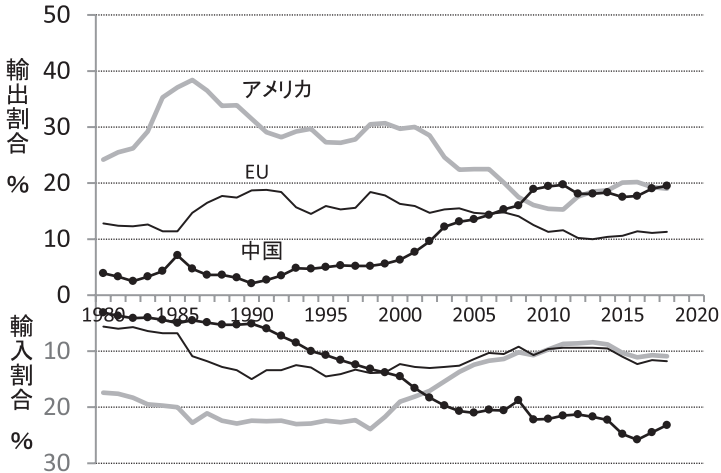
いずれも、わが国のグローバリゼーションが新たな段階に入ったことに対応した検疫・防疫体制の一層の緻密化と早急な整備が不可欠ことが指摘されているものと受け止めるべきであろう。少し前のことになるが、二〇〇三年にアメリカで発生したBSEによって、アメリカからの牛肉輸入が停止され、わが国の牛丼などの外食産業に重大な影響を与えたことを忘れてはならないだろう。そこで、以下では農産物貿易と人の往来（出入国者数）についてグローバリゼーションの実態を垣間見ることになろう。

2、グローバリゼーションと農産物貿易の新たな局面

図1によれば、口蹄疫が発生した二〇一〇年を前後して、日本の貿易相手国の重心が大きく変化したことが明らかである。それは輸出入においてアメリカが圧倒的な地位を占める一九八五年までの段階から、輸出入においてEUの地位が上昇する二〇〇〇年前後までの段階を経て、輸入において中国が一九九〇年頃から急速に比重を高め、二〇〇二年にはアメリカをも凌駕して、第一の地位を占めるとともに、二〇〇九年には輸出においてもアメリカを凌駕するか、これに匹敵する段階への到達を意味している。換言すれば、日本の貿易の重心がかつての先進国から中国に代表される途上国ないし中進国にシフトしたことを意味している。

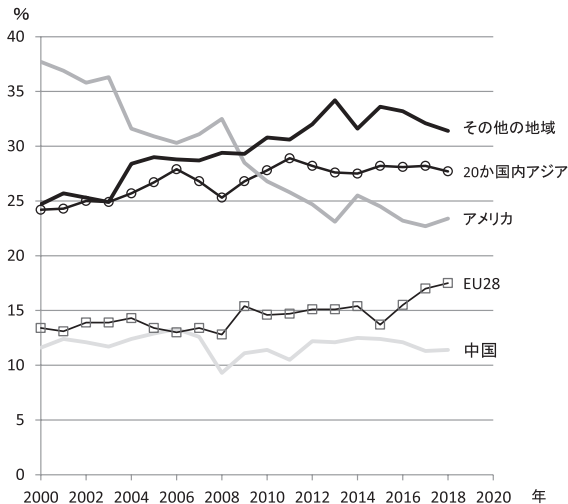
この点を動植物輸入検疫に深く関係する農産物の・地域別の輸入金額割合からみたのが図2となる。ここでも、アメリカのシェアの継続的な低下は明瞭であり、アメリカが工業製品貿易だけでなく、農産物貿易においても日本にとつての輸出国としての地位を大幅に後退させているといつてよい。意外なのは中国の地位であり、農産物輸入シェアは二〇〇七年までは若干高まったものの、それ以降はむしろ後退気味であることだろう。これ

図1 国・地域別輸出入割合の変化



(出所) 財務省「貿易統計」により作成。

図2 日本の地域別農産物輸入割合の推移



- (注) 1. EUは2000～2004年は25か国、2005～09年は27か国、2010年からは28か国の数字。
 2. 20か国内アジアは輸出割合20か国中のアジアの合計。中国はこの内数。
 3. その他の地域とは世界全体からアメリカ、EU、20か国アジアを除いた地域の合計。
 (出所) 農水省「農林水産物輸出入概況」各年による。

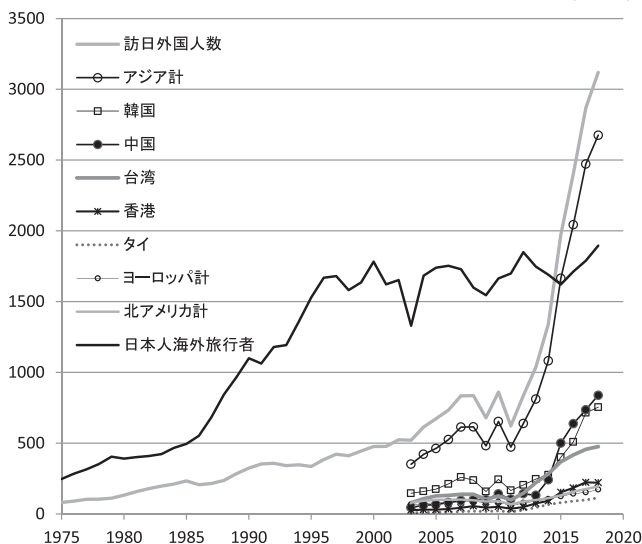
は中国が工業化を通じた急速な経済成長の下で、国内農産物需要の飛躍的な拡大により農産物輸出余力を急激に喪失しつつあることに起因している。

反対に二〇〇八年以降に急速に輸入割合が伸長しているのは、一方で高品質の農産物・食品の輸出地域であるEU二八と、他方で輸入金額上位二〇か国以内に含まれるアジア諸国であり、中国を含み、タイ・フィリピン・マレーシアなどを中心とした東南アジア諸国である。後者の諸国は熱帯から亜熱帯地域を包含し、依然として動物の感染症が国内に多発している地域でもあり、日本の動植物輸入検疫において最も大きな関心が寄せられるところであるといつてよい。二〇一〇年の口蹄疫はこうした農産物輸入地域の東へ東南アジアへのシフトの過程で発生したといつてことができる。

3、グローバリゼーションと出入国者数の新たな局面

だが、今回の豚コレラ発生は動物検疫を通過した通常の畜産物輸入に付随して起きたというよりは、感染地域からの旅行者（入国者や帰国者）の携行品や国際小包などを通じた肉類や肉製品の持ち込みを起点とするという可能性が高く、日本人海外旅行者数と訪日外国人数の増大がこれに深く関係しているものと思われる。

図3 日本人海外旅行者数と訪日外国人数の推移（万人）



（注）訪日外国人数は日本居住者を除く。
（出所）日本政府観光局の統計による。

図3はそれらの長期的な推移を示したもののだが、以下の三点の特徴を指摘しておきたい。

第一に、日本人の海外旅行者数は一九八五、八六年の円高を契機として急増し、一九九五年に一五〇〇万人を突破したものの、二〇〇〇年以降はほぼ一七五〇万人前後を上限とした停滞的な水準で推移している。

第二に、これとは対照的に訪日外国人数は二〇〇〇年までは徐々に増加する程度であったが、二〇一三年を過ぎてから飛躍的な上昇局面に入り、二〇一五年には日本人の海外旅行者数をも超過し、二〇一八年には三〇〇〇万人を突破するところまで到達している。

第三に、訪日外国人数は程度の差はあれ、どの国・地域からも増加しているが、二〇一三年以降の急上昇はアジアに牽引されていること、とくにそれが中国・韓国・台湾・香港といった東アジア、しかも中国の急増によってもたらされていることが明らかである。

つまり、二〇〇〇年以降のグローバリゼーションは農産物貿易におけるアジアの比重増大という第一局面を経て、二〇一三年以降は訪日外国人数の飛躍的増大が、これまたアジア諸国によってもたらされる第二局面に移行しつつあるといえるのである。二〇一三年以降の第二局面におけるこうした訪日外国人数の飛躍的な急上昇はいうまでもなく、アベノミクスに基づく円安局面への移行

にともなうものであり、グローバリゼーションの急激な進展がもたらすデメリットが豚コレラのような感染症の新たなルートでの国内侵入を誘発しているといわざるをえない。すでに中国から北朝鮮、さらには韓国にまで、ワクチンがなく有効な治療法がみつかっていないアフリカ豚コレラの発生が拡大しつつある中で、水際対策の重要性はいくら強調してもしすぎることはない第一級の政治的な課題に浮上しているというべきであろう。

(注)

(1) 元来、ヒトの伝染病予防という意味で用いられた「防疫」という言葉は、一八八〇年の「伝染病予防規則」に関連して用いられたのが最初である。コレラや腸チフスなど致死率が高く、伝播力の強い六種の急性伝染病を「疫病」とし、この予防を効果的に行うために国及び地方自治体が組織的に活動することを「防疫」と呼んだ。そして、一八九七年に制定された「伝染病予防法」により、内務省衛生局に「防疫課」が設置されることになった。これに対し、一八九九年に公布された「海港検疫法」に基づいて、国内に常駐しない伝染病の国外からの侵入を防止する目的で、海港や空港（一九二七年以降）において旅客や貨物に対して検疫所が行う診察・検査・隔離・廃棄などの法制度上の措置を「検疫」と呼ぶことが一般化することになった。以上は『日本

大百科全書（ニッポニカ）の検索項目「防疫」（春日齋）、
「検疫」（西澤光義）による。

- (2) 植物検疫は一九一四年に制定された「輸出入植物取締法」に基づいて「農商務省植物検査所」が設置されたのを起点としているが、現在の植物検疫は一九五〇年に制定された「植物防疫法」に基づいている。

- (3) 動物検疫は一九六六年制定の「獣疫予防法」に基づいて県警察部所管で「輸入検疫」が発令したのを制度的な起点としている。一八九七年に長崎港が動物検疫指定港となった後、神戸や横浜などが追加され、所管が県港務部、大蔵省税関部、運輸通信省海運局と変わり、組織の変遷を経て、一九四七年に農林省の所管となって、動植物検疫所として再発足した。その後、一九五一年の家畜伝染病予防法に基づいて、一九五二年には植物検疫業務と分離して、動物検疫所と名称変更して今日に至っている。

- (4) 二〇一九年九月までの豚コレラの発生状況に関する簡単な検討を、谷口信和「豚コレラ 食料安保を直撃」『農業協同組合新聞』二〇一九年九月三〇日号一面で行っていた。

- (5) 新たな豚コレラの防疫指針では「生産者、海外からの旅行者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者」などに海外における豚コレラの最新の発生状況などを周知することを提起している点に注意されたい。

(追記) 本稿の公刊が遅れたため、一〇月二五日から始まった飼養豚へのワクチン接種の開始時点までの豚コレラ問題についてやや踏み込んだ検討を行っているので参照されたい。谷口信和「新予防ワクチン方式の課題」『農業協同組合新聞』二〇一九年一〇月三〇日号、四面。

動物検疫の現状と課題

矢坂雅充

1、はじめに

平成三〇年九月九日に岐阜県の養豚場で二六年ぶりの豚コレラの発生が確認され、その後、東海から関東へと蔓延していった。海外から日本に入り込んだウイルスが、何らかのルートをとどって岐阜県の養豚場の豚に接触したということであり、水際での防疫の難しさが浮き彫りになった事態である。いま中国や韓国をはじめ、アジア各地でアフリカ豚コレラが猛威を振るっている。致死率が高く、有効なワクチンや治療法が存在しないので、日本の養豚業を危機に晒さないために、動物検疫への社会的な要請と期待がこれまでになく高まっている。むろん水際での防疫によって、家畜感染症をもたらすウイルスなどの侵入を一〇〇パーセント遮断することは

不可能である。ゼロリスクを実現しうる防疫体制は存在しない。人や動物・畜産物の国境を越えた移動を前提とすれば、こうしたウイルスの侵入リスクの高まりに適切に対処し、そのリスクをできる限り低減するしかない。動物検疫所の取り組みは、まさに海外から持ち込まれる家畜感染症などのリスクへの対応策の積み重ねであり、それらの日々の活動を効率的かつ正確に実施するためのシステム化への歩みであるといえよう。

以下では、動物検疫所が築いてきた動物検疫の取り組みの基本的な特質を整理し、将来に想定される動物検疫の課題を指摘することにしよう。もとより動物検疫所の業務はきわめて多岐にわたっており、それらのすべてについて触れることはできない。日本の動物検疫の到達点と今後の変化の方向を素描するのが本稿の目的である。

2、日本の動物検疫の基本的特徴

第一に、日本の家畜防疫体制の中で水際防疫を担う動物検疫所がいち早く整備されてきたことである。動物検疫のあり方には、日本が島国であることが大きな影響を与えてきた。人やモノの流入は港湾や空港に集中し、他国との国境が陸続きの国よりも海外で蔓延しているウイルスなどの侵入ルートは限定しやすい。そこで植物検疫ともども、海港や空港といった水際での動物検疫が重視されてきた。国内に蔓延した家畜伝染病の発生などを終息させていくための取り組みにも多大な努力が積み重ねられてきたが、まず水際での防疫で、家畜伝染病などの侵入を防ぐことに注力されていく。シベリア沿岸地方で流行していた牛疫の侵入を防止するために明治四年に太政官布告が交付され、明治二十九年に獣疫予防法による輸入検疫制度が発足しているように、動物の入口での規制が整備されていく。そして今日では港湾での動物検疫機関として動物検疫所は日本の動物防疫システムの中核として位置づけられるようになった。高病原性鳥インフルエンザの蔓延のように、ウイルスの侵入を水際で防ぐことができない伝染病も発生しているが、島国としての利点を活かして、動物検疫所の水際防疫によって伝染病の侵入を遮断することへの期待は大きい。それはウイルス

侵入の完全な遮断といった水際防疫への過大な期待にもつながっている。

第二に、動物・畜産物輸入を阻害しない検疫体制への要請である。日本は大量の畜産物を輸入して国内需要を賄っている。牛肉、豚肉、家きん肉の輸入量（平成三〇年速報値）は、それぞれ七〇・五万トン、一一三・七万トン、一〇六・一万トンとなっており、漸増傾向にある。これらの素畜などとして、牛、馬、初生ひなの輸入頭羽数（平成三〇年速報値）もそれぞれ一四、四七二頭、五、二三五頭、五二二、〇三四羽に及んでいる。加工された畜産物を含めれば、動物検疫の対象となる畜産物や動物の輸入は膨大な量となり、それらが日本の畜産や畜産物市場を支えていることがわかる。動物検疫は動物・畜産物輸入にともなう家畜伝染病などの蔓延防止とともに、円滑な輸入を保証することも同時に求められている。動物検疫が非関税障壁とみなされないように国際基準に基づく検査体制を遵守しなければならないことは言うまでもなく、輸入をめぐるモノと情報の新たな流れにも適切に対応する必要がある。動物検疫所の検疫業務は膨大な日常的な輸入手続きの中で行われており、つねに迅速で効率的な業務であることが要請されている。輸入食料に大きく依存している日本における動物検疫の宿命でもある。

第三に、アジア経済の興隆である。世界の貿易の中心がアジア地域に移る中で、日本とアジア各地域の間での人とモノの移動が格段に増えている。アジア地域では悪性伝染病が発生していない洗浄地域が少なく、畜産物の輸入条件が取り決められている国も限られているので、動物や畜産物の輸入が急拡大しているわけではない。しかし、アジア地域との就学・就業、観光などをつうじた交流機会が増えるにつれて、家畜伝染病のウイルスなどの侵入リスクは確実に増加している。アフリカ豚コレラのアジア地域での蔓延、日本への侵入に対する不安の高まりは、人とモノの移動がアジアのあらゆる地域で急速に進んできていることを示唆しており、まさにアジア経済の興隆の中で発生している。

3、動物検疫の展開

動物検疫では農林水産省の動物衛生課と動物検疫所が連携して、日本への動物・畜産物の輸入に伴う病原体の侵入リスクを減らすための措置が講じられている。口蹄疫などの悪性伝染病が発生している国・地域からの動物や畜産物の輸入は禁止されており、そのような疾病が発生していない清浄地域からの輸入も、輸出国との間で定めた輸入条件に基づいて行われる。動物は輸出国での個体検査、農場の清浄性、ワクチン接種状況などの輸入条

件を満たした場合に輸入され、さらに輸入時に係留検査、臨床検査、精密検査が実施される。畜産物輸入でも同様で、口蹄疫などの伝染病が発生していない清浄地域から輸入条件を満たしたもののみが輸入され、輸入時には現物検査、消毒検査、精密検査といった輸入検査が行われる。輸出国と輸入国の双方が定めた輸入条件に基づく二重検疫制度という国際ルールの下で動物・畜産物の防疫が実施され、円滑な貿易が支えられているのである。

こうした国際貿易のインフラである動物検疫は、日本ではどのような展開を遂げてきたのだろうか。以下、簡単にその特徴を整理しておこう。

(1) 検疫業務の拡張

動物検疫の体制は動物・畜産物輸入の拡大、検疫件数の増加とともに拡張されてきた。たとえば、昭和四五年には横浜の本所のもとに四支所、九出張所、四分室、二指定港といった組織体制であった動物検疫は、今日では本所のほかに八支所、一六出張所、四分室へと再編・拡充されている。家畜防疫官数も昭和四五年の六〇名から、平成元年一九三名、平成三年四八一名へと増加している。増大する輸入検疫件数に応じて、検疫業務を行う動物検疫所や輸出入検疫業務を行う指定港の増加、交替制勤務による深夜の検疫業務の実施などによって、円

滑な輸入の要請に依ってきた。近年では小ロット化や商品の多様化によって、検査件数が増加し、検疫業務のいっそうの拡張が見込まれる。

もっとも検疫業務の拡張は、こうした量的な対応にとどまらない。むしろ検疫業務はその対象を広げるなど、質的な変容が著しかった。たとえば、家畜伝染病予防法における指定検疫物の範囲は、平成の三〇年間の間にも、糞・尿（平成三年）、犬、肉骨粉など（同二年）、飼料用の穀物のわら、乾草（同二年）、だちょう、かも目の鳥類など（同一七年）、きじ、ほろほろ鳥など（同二年）、（携帯品での輸入を除く）乳製品（同二九年）といった具体である。そのほかにも平成一二年にエボラ出血熱、マールブルク病を対象感染症として輸入検疫が開始され、平成一九年からはコイヘルペスウイルス病などの疾病を対象として、魚類・甲殻類・貝類への検疫にも動物検疫所が対応するようになった。その背景には経済活動のグローバル化のもとの新たな疾病の広がりや動物検疫の国際基準への対応といった事情があり、動物検疫業務の拡張は今後も続くと思われる。

(2) 防疫手法の進展

動物検疫業務の拡張とともに進められてきたのが、防疫手法の変革である。防疫をめぐる技術革新・情報化や国際化に対応するために、動物検疫ではさまざまな技術

・手法が導入されてきた。

一つは、多様化である。世界各地から多様な畜種・品種の動物や畜産物・畜産加工品が輸入されるようになっており、動物・畜産物を輸入することができる空港や海港の数も増えている。輸入経路も經由地での積み替えなどがあり、検疫におけるリスクも複雑化している。輸入貨物を無作為抽出で開封して行われる家畜防疫官による現物検査の場所も、港内の倉庫、コンテナステーション、コンテナヤードなどに加えて、輸入業者の営業倉庫内の指定検査場所も多く設置されており、家畜防疫官は多くの指定検査場所を巡回して検査に当たっている。

個人向けの小包郵便物や旅行者の携帯品として持ち込まれる荷物も増加の一途をたどっており、それぞれに対応した検疫業務が求められてきた。空港では旅客の手荷物の中の肉類・肉製品・果物の臭いを嗅ぎ分けて知らせる検疫探知犬の活用、違法持込者への対応厳格化（警告書発行、パスポート情報のデータベース化、常習違反者への罰則（注1））によって、肉類などの持込の摘発にとどまらず抑止効果の高い手法が導入されている。また日本を出入国する旅行者や日本への注意喚起など、違法持込を事前に防止するための活動もの摘発や抑制に向けて多様な防疫手法が採られている。

二つは、効率化である。海外からのウイルスなどの侵

入を阻むための検疫が、貿易を阻害することのないように、検疫業務の効率化が内外の輸出入事業者から要請されてきた。防疫業務が非関税障壁としてみなされれば、相手国から提訴されよう。

防疫の効率化のためには、リスク評価に依拠した的確な業務が欠かせない。輸出国における疾病発生状況や疾病の管理体制に関する情報を収集し、それらをふまえて動物・畜産物の輸出入によって疾病が国内外に広まるリスクを評価することで、リスクに応じた防疫体制が構築される。アジア地域で蔓延しているアフリカ豚コレラは、ワクチンや治療法がない上に、二〇一九年一月には中国から持ち込まれたソーセージからアフリカ豚コレラのウイルスが分離されており、現在、日本ではアフリカ豚コレラのリスクがきわめて高い状況にある。前述の空港での手荷物検査の強化や肉類などの違法持込に対する罰則適用、出入国者への注意喚起などは、こうした事態に対応した措置であることはいうまでもない。

とくに持込禁止品の摘発事例をふまえて、悪性伝染病の侵入リスクの高い国からのフライトやリスクの高い旅客層への検疫強化が実施されている。海外からの到着便や旅客の特徴の調査分析によると、中国、ベトナム、フィリピン、タイからのフライトで持込禁止品を多く所持している旅客が多いという傾向がある。このほか持込禁

止品を多く所持している旅客のプロファイルを特定することによって、フライトや旅客をリスクに応じて選定し、効率的な水際防疫を図っている（注2）。

防疫情報システムの活用も防疫業務の効率化の中核を担っている。動物・畜産物の輸出入検査申請、検査証明書の交付など、動物検疫所への検査申請などの手続きや検査業務の進行状況の確認は、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）をつうじて行われている。植物検疫や税関、輸入食品監視に関する業務とともに、動物検疫関連業務の情報処理システムが二〇一三年に統合され、申請手続きなどの迅速化、効率化が図られている（注3）。インターネットをつうじて国内外の輸出入申請や各種証明書の交付が随時行われることで、動物検疫所をはじめとして、通関業者や冷蔵倉庫・上屋などの業務の効率化が進められてきた。

三つは、信頼性強化である。検疫業務の基礎となる病原体の侵入リスクに対する評価の信頼性を高めるために、動物検疫所の五つの検査室が特定の検査項目について、検査能力の国際的な認証であるISO/IEC 17025を取得している。これは高いレベルの検査技術が、検査手続きや検証システムをとおして組織的に維持されていることを内外に示すもので、さまざまな疾病に応じて実施される検査の信頼性を支えている。

四つは、総合化である。動物検疫が担っている動物・畜産物の輸入・輸出時の水際防疫によって、海外からのウイルスなどの侵入を完全に排除することはできない。もっともウイルスなどが国内に侵入しても、家畜と接触することがなければ伝染病の発生を防ぐことができる。水際防疫と国内での防疫や畜産農家の飼養衛生管理との連携によってはじめて家畜防疫体制が確立するといえよう。都道府県は一六八カ所の家畜保健衛生所、二、〇七五人の家畜防疫員が国内防疫に当たっており、動物検疫所は都道府県の防疫業務を支援するために総合的な家畜防疫に取り組むようになっている。

たとえば、二〇一〇年に発生した宮崎県での口蹄疫などの経験をふまえて、動物検疫所は国内で鳥インフルエンザや豚コレラなどの伝染病が発生したときに使用する電気殺処分機や移動式焼却炉、消毒機器などの大型防疫資材、さらに口蹄疫・鳥インフルエンザのワクチン、防疫服、ゴーグル、長靴、注射針、消石灰などの防疫用物品も保管している。伝染病が発生すると一時的に膨大な数の防疫物品が必要になり、市場での調達では間に合わないからである。伝染病発生時には動物検疫所の職員は防疫資材とともに発生現場に派遣され、農林水産省との調整や現場でのマネジメントに携わっている(注4)。

以上みてきたように、日本の動物検疫は動物・畜産物

の輸入にともなう病原体の侵入リスクを引き下げるために、防疫業務の範囲や手法を拡張してきた。それは日本が動物資源や食品としての畜産物の多くをますます海外に依存しつつあることへの対応であるとともに、未知の伝染病の侵入の恐れを含めて、悪性伝染病のウイルス侵入リスクが格段に高まっている状況に対する動物検疫所の危機意識の表れでもあった。

4、動物検疫の課題

日本の動物検疫は動物・畜産物輸入の拡大とともに防疫業務を展開し、貿易と防疫の両立を図ってきた。高いレベルの水際防疫を実現するための取り組みは高く評価されるべきであろう。

それでも動物検疫はさらに多くの課題に直面し、それらを克服していく必要があるようだ。いくつかの課題について指摘しておこう。

(1) リスクコミュニケーション

動物検疫で悪性伝染病のウイルスなどの侵入を完全に排除することは不可能であり、むしろそのことをふまえた防疫のあり方が求められている。その一つは、トレーサビリティの確保である。EUの動植物検疫では輸入される動植物・畜産物のトレーサビリティを確保し、家畜や人に危害を及ぼす動植物・畜産物の原産地への遡及や

消費市場への追跡を行う拠点になっている。通関事業者や冷蔵倉庫・上屋などがそれぞれ独自に動物・畜産物のトレーサビリティを確保していると想定されるが、動物検疫などがロット単位でのトレーサビリティ情報のデータベースを整備することで、国内に侵入した危害を最小限に抑えることができるだろう。

いま一つは、旅行者・消費者や畜産農家とのコミュニケーションである。肉類などを違法に持ち組む旅行者の多くは、それらがヒトにとって安全な食品であることに関心があり、伝染病のウイルスの家畜への伝播のおそれに対する認識は希薄である。畜産農家においても、家畜の飼養衛生管理による防疫が水際防疫の動物検疫とつながっているという意識は必ずしも高くない。動物検疫では侵入を阻むことができない高病原性鳥インフルエンザの国内外での発生状況について養鶏業者などが敏感に対応しているのとは対照的である。水際防疫では完全に排除できない病原体の侵入リスクがあることを前提として、家畜の飼養衛生管理に臨む姿勢が欠かせない。アフリカ豚コレラの国内での発生を防ぐのは、水際防疫から飼養衛生管理に至る家畜防疫体制全体の使命なのである。農林水産省・動物検疫所と都道府県、畜産農家との一体的な取り組みが問われることになる。

動物検疫所が旅行者・消費者や畜産農家とのコミュニ

ケーションに消極的だったわけではないが、家畜防疫について消費者や生産者などの意識を高めるためには、農林水産省内や厚生労働省をはじめとする他省庁との共同の取り組みを広げる必要がある。食品や家畜の安全性を行政の縦割り組織のもとで確保することは容易ではない。

家畜の安全性は消費者にとっての食の安全と同じ重みを持っている。家畜の悪性伝染病が発生した場合、さらなる蔓延を防ぐために迅速かつ適切な防疫対策を講じなければならぬ。しかし、家畜の伝染病への罹患リスクを最小限の抑えていくために必要な行為やルールを、家畜・畜産物の生産・流通に関わる事業者や消費者が広く認識していることがより重要である。「安全」を前提とするのではなく、それぞれが「安全」を支えていくという認識は、家畜の安全性だけでなく、食の安全性を確保する要なのである。

動物検疫所は動物・畜産物を扱う事業者や消費者とのさまざまな接点を持っている。家畜防疫の執行機関であるとともに、家畜防疫に関するリスクコミュニケーションを担う組織としても期待される。家畜がどのようなリスクに晒されているのかを認識し、そのリスクを軽減するための措置や規制がたんに畜産農家を守るのではなく、私たちの食生活を守るためであることを示してい

くことが動物検疫所の役割であろう。輸出入動物・畜産物のトレーサビリティデータベースなどをつうじて、家畜防疫や食品安全を支える機能を拡充していくことも検討されよう。

(2)輸出検疫への対応

日本の検疫体制は、動物・畜産物などの輸出入振興を支援することを主な目的として発展してきたオーストラリアなどの検疫体制とは大きく異なっている。輸出入振興を念頭に置いた動物検疫では、輸出入相手の動物の疾病発生状況や畜産物・食品の衛生管理規制などの最新情報の収集、公表が重視される。輸出入先の規制に対応して、国内での生産・流通・加工処理に変更・修正が求められるからである。

国内での家畜伝染病のコントロールはいうまでもなく、輸出入相手国との畜産物の輸出入条件の締結とそれに基づく輸出入検査を前提として輸出入が可能になる。広く海外に輸出入しようとするならば、輸出国型の動物検疫業務の拡充は不可避であろう。伝染病のウイルスの侵入を防ぐために侵入ルートを埋めていくような水際防疫に加えて、無限に対象を広げていくような輸出入振興のための検疫業務を取り入れていくことは容易ではないだろう。

動物検疫への社会的な要請がいつそう高まることは間違いない。同時に、私たちは動物検疫が動物・畜産物の

円滑な輸出入をささえる社会的インフラであることを改めて確認しておく必要がある。

(注1) 肉、ハム、ソーセージなどの輸入禁止品を持ち込んだ旅客には、家畜伝染病予防法による持込禁止規定や罰則が適用される可能性を説明した注意喚起書が手渡される。こうした違反事例が日常化している中で、違反の悪質性、常習性をふまえて、二〇一九年四月二日から罰則を科すなどの厳格な対応策が講じられることとなった。

(注2) 二〇一六年一月～二月に持込禁止品を5kg以上持っていた旅客（大口持込者）の比率が高かったフライトの出発国（高リスク国）の傾向が分析され、高リスク国からの就航便別の大口持込者の比率も合わせて調査されている。二〇一七年一月～三月には、持込禁止品を持っていた外国人旅客の訪日目的と投資・荷物の状況も調査されている（農林水産省動物検疫所（二〇一八）参照）。

(注3) 海外でも動物・畜産物の輸出入管理のデータベース化が進展しており、EUではEU共通の動物・畜産物・植物のデータベースシステムであるTRACCE (Trade Control and Expert System) がEU諸国や東南アジア、オセアニア、

中米などの諸国で利用されている。TRACCEではEUに輸入される動植物・畜産物の健康状態や安全性、動物福祉などに関する検査情報のデータベース化、輸入手続きの迅

速化・効率化、ロット単位でのトレーサビリティ確保による原産国表示の信頼性向上や食品安全性の確保などがシステム化されており、動物衛生と公衆衛生の連携が図られている。https://ec.europa.eu/food/animals/traces_enおよび

杉中淳（二〇一七）参照。

（注4）二〇一六年度および一七年度の高病原性鳥インフルエザの発生に際して、それぞれ一五五名、二四名（延べ人数）の動物検疫所の職員が現場に派遣され、現場のサブリリーダーなどの業務を担当している（動物検疫所資料）。

参考文献

- 伊藤和夫「乳製品の動物検疫について」『畜産の情報』二〇一七年七月
- 伊藤和夫「動物検疫の今」『日本獣医師会雑誌』七一・一九、二〇一八年
- 小倉弘明「動物検疫の課題」『日本獣医師会雑誌』七〇・二二、二〇一七年
- 小倉正行『輸入大国日本・変貌する食品検疫』合同出版、一九九八年
- 櫻井健二「日本の動物検疫制度の変遷と現状」『公衆衛生』八三一、二〇一九年
- 杉中淳「欧州連合の食品安全政策の体系」『フードシステム研究』一九一三、二〇一二年

農林水産省動物検疫所『調査研究業績集』Vol. 三、二〇一八年

植物防疫の現状と課題

神山 安雄

1、植物防疫の仕組み

植物防疫は、動物検疫と並んで、日本の農業を守るための行政措置である。

植物防疫は、病害虫が蔓延して農作物に被害を与えるのを防ぐための総合的かつ組織的な施策である。具体的には、①植物検疫により新たな植物病害虫がわが国に侵入するのを防ぐこと、②国内の一部に発生した病害虫の蔓延を防止し、国内に発生した病害虫を抑圧および根絶すること、である。また、③輸出先国が求める検査（輸出検疫）をおこなない、円滑な輸出をおこなっている（農水省植物防疫関係資料）。

世界貿易機関（WTO）協定のSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）にもとづいて、WTOの

下にSPS委員会が設置され、国際食品規格（コーデックス規格）の策定等をおこなうコーデックス委員会や国際獣疫事務局（OIE）・国際植物防疫条約（IPPC）といった国際機関と連携・協力している。WTO加盟国は、科学的原則にもとづいて検疫・衛生措置を適用することとされている。そのため、広い意味での植物防疫では、国際的な環境整備——①国際基準の策定・履行、②輸出国の検疫能力の向上によるわが国への侵入リスク減少——が行政措置のひとつになっている。

植物防疫（表1）は、（A）国際植物検疫と（B）国内植物検疫に分かれる。

（A）国際検疫は、輸入検疫と輸出検疫とから成る。輸入検疫は、海外から輸入される植物に病害虫が付着してわが国に侵入することを防ぐために実施される。輸出

表 1 植物防疫の仕組み（措置）

植 物 防 疫	国際植物 検 疫	輸入検疫	・ 輸入植物の検査 ・ 隔離検疫 [植物防疫所]
		輸出検疫	・ 輸出植物の検査 [植物防疫所] ・ 輸出検疫条件の確立 [植物防疫課、植物防疫所、都道府県等]
	国内植物 検 疫	国内検疫	・ 侵入警戒 ・ 国内侵入後の駆除、蔓延防止 [植物防疫所、都道府県]
		指定種苗 検 疫	・ 蔓延防止のための種苗検査 [植物防疫所]
		緊急防除	・ 国内侵入後の駆除、蔓延防止 [植物防疫課、植物防疫所、都道府県等]
	国内防除		・ 発生予察事業 ・ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進 [植物防疫課、都道府県（病害虫防除所）]

資料：農林水産省植物防疫課「植物防疫の現状とその課題」2019年5月、により作成
注）上記のほか、[国際的な環境整備]（国際基準の策定・履行など）がある。

検疫は、わが国に発生する植物の病害虫を輸出先国に広げないよう、農産物の輸出の際に輸出先国の求めに応じて実施する検疫である。植物の病害虫は、国・地域や植物の種類によって異なる。そのため、侵入するおそれのある病害虫を輸出先国・地域が特定（リスク評価）して、植物検疫条件（検疫措置）を設定している。

（B）国内検疫では、新たに国内に侵入し、または国内の一部に存在している有害動植物の蔓延を防止するため、①侵入警戒調査、②移動規制、③緊急防除を実施している。

①侵入警戒調査は、万が一侵入があった場合に迅速な初動対応ができるように、全国の港や畑・果樹園で未発生の有害動植物を早期に見つけるために実施している。調査実施例では、ミバエ類、火傷病菌などがある。

②移動規制は、省令で定める地域内にある特定の種類の植物の移動を制限もしくは禁止することで、有害動植物の他地域への蔓延を防止するもの。カンキツグリーニング病菌やアリモドキゾウムシ等を対象にした沖縄県および奄美群島の一部での実施例がある。

③緊急防除は、植物の移動禁止、廃棄命令等をとまなう迅速かつ徹底した防除を実施することで、有害動植物の根絶・撲滅を図るとともに、他地域への蔓延を防止するもの。東京都青梅市などのウメ輪紋ウイルス（プラム

ボックスウィルス）、北海道網走市のジャガイモシロシストセンチュウ、長野県原村のテンサイシストセンチュウ等の実施例がある。

また、有害動植物が寄生していない健全な種苗の供給を確保するため、種バレイショを対象に種苗検査を実施している。

植物防疫の体制は、農林水産省消費・安全局に植物防疫課が設置されている。植物防疫所は、横浜・名古屋・神戸・門司の植物防疫所と那覇植物防疫事務所の本所五か所の下に、支所一六か所、出張所三五か所が設置され、輸出入検査・国内検査・調査研究を実施している。指定港は、海港一・二か所、空港四六か所、計一五八か所である。植物防疫官は、二〇一五年度の八九三名から一九年度九四七名に増員されている（いずれも年度末定員数）。今回聴き取りの対象とした横浜植物防疫所は、北海道から東北・関東を広く所管し、札幌・塩釜・成田・東京・羽田空港・新潟の六支所、一三か所の出張所を抱えている。横浜に加え、成田空港への訪問を予定していたが、台風による交通混乱のため、成田空港への訪問は中止した。

2、輸入植物検査の仕組み

輸入検査は、海外から輸入される植物に病害虫が付着

して侵入することを防ぐために実施される。

輸入検査は、量や商用・個人用を問わず、貨物・携帯品・郵便物で輸入される原則すべての植物を対象とするが、植物を「輸入禁止品」「検査不要品」と「輸入検査品」の三つに区分している（図1）。植物の輸入では、輸出国政府機関の発行した植物検査証明書の添付が必要となる。

植物は、船積み貨物、航空貨物、国際郵便、旅客手荷物（携帯品）など様々な手段で輸入される。世界各地から多種多様な植物が輸入されるが、穀類は専用船検査、生鮮野菜・果実はコンテナ貨物で輸入されるためコンテナ検査、切り花は航空機で輸入されるため空港での検査がおこなわれる。

「検査不要品」は、木工品や製茶など高度に加工された病害虫の付着のおそれがない植物である。

「輸入禁止品」は、仮に侵入した場合に農作物に大きな被害が予測され、かつ輸入段階では的確な検査が困難な病害虫について、その病害虫が付着しているおそれがある植物である。生きている病害虫や土なども輸入禁止品である。

「輸入検査品」は、輸入禁止品に該当しない植物で、苗木、観賞用植物、切り花、球根、種子、果実、野菜、穀類、豆類、木材、香辛料原料、漢方薬原料などの植物

図1 輸入植物検疫の流れ

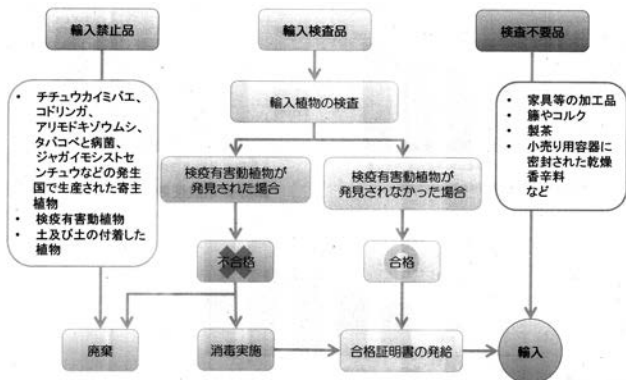
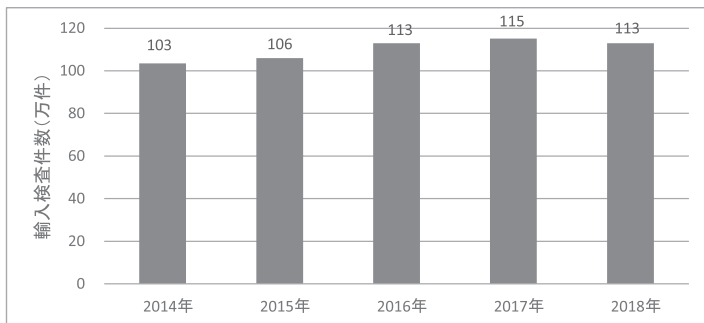
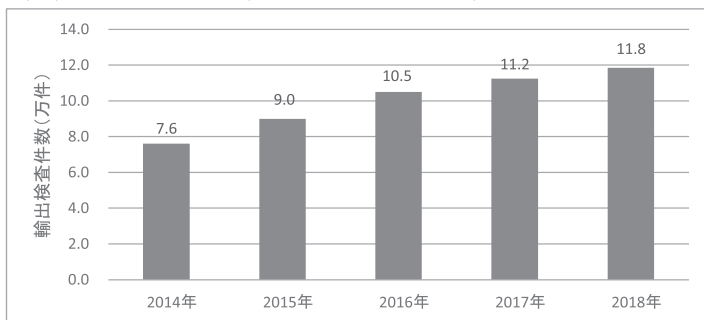


図2 輸出入貨物・郵便・携帯品の検査件数（2014～2018年）
（1）輸入検査数（貨物・郵便・携帯品）



（2）輸出検査件数（貨物・郵便・携帯品）



資料：農林水産省横浜植物防疫所「植物防疫所の業務概要」2019年9月、により作成原資料は、植物検疫統計

である。
輸入植物の検査では、検疫病害虫が発見されなかった場合は「合格」となり、合格証明書を発給し、通関となる。検疫病害虫が発見された場合は「不合格」となるが、

輸入業者に廃棄か消毒かを選択させ、消毒を実施した場合のみ合格証明書を発給して通関手続きがとられる。植物輸入検査件数は、近年、微増にとどまっている。これに対して、輸出検査件数は、輸入検査件数の一〇分

の一定程度の件数であるが、近年、大きく増加している(図2)。

輸入植物検査件数(表2)は、種類によって異なるが、全体として増加傾向にある。切り花は、多くが航空貨物品として輸入され、植物防疫官によってループによる目視で病害虫等の有無が検査されている。外国人の訪日観光客数が増加していることから、生果実・野菜や穀類・豆類、嗜好香辛・薬染料その他食品では携帯品の検査件数が大きな割合を占めてきている(表2)。携帯品の検査は、件数当たりの数量が少なく、植物防疫官の労力がかかる。

輸入植物検査件数、とくに携帯品の検査件数の増加傾向に対する植物防疫体制の拡充が課題である。植物防疫官の定員数は多少、増員されているが、防疫官一名当たりの輸出入検査件数は二〇一五年の一二八八件から一七年一三七二件、一八年一三三六件と増加傾向にある。労力のかかる検査件数の増加に対応した植物防疫体制の整備・拡充が依然として課題になる。

3、国内植物検査の実施例

近年の経済のグローバル化のなかで、新たに侵入した病害虫に対する国内植物検査が大きな課題になっている。

国内検査は、新たに国内に侵入し、または国内の一部に存在している有害動植物の蔓延を防止するための、植物防疫法にもとづく措置である。有害動植物が新たに国内に侵入し、国内の一部に広がった場合、長期間にわたる国内植物検査・防除が必要になる。

たとえば沖縄県等にウリミバエ、ミカンコミバエが侵入してカンキツ、キュウリ、メロン、ウリ等到大被害が発生した際には、その根絶にまで二六年間(一九六八～九三年)、防除費用が約二五四億円かかり、延べ約六三万人が防除に従事した。

ここでは、新たに侵入した病害虫に対する国内植物検査・防疫について、ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除と、ツマジロクサヨトウの防除実施例を検討しておきたい。

① ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)

ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルスPPV)は、東京都青梅市のウメの葉に輪紋やモザイク症状の発生が見つかり、二〇〇九年に国内で初めて、同ウイルスのよる被害が確認された。

PPVは、ウメやモモ、スモモ、アンズなどサクラ属の植物(ソメイヨシノなどサクラ節を除く)にアブラム

表2 輸入植物検査数の推移 (2014~2018年、種類別)

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
栽植用植物	貨物	214,197	205,911	210,835	201,769	187,379
	携帯	8,899	10,381	11,816	12,068	13,276
	郵便	12,298	15,291	23,072	27,276	37,831
栽植用球根類	貨物	32,164	31,960	32,349	31,407	28,644
	携帯	1,188	1,122	804	809	738
	郵便	1,165	1,417	1,198	1,521	1,320
栽植用種子	貨物	31,185	27,860	34,234	28,609	26,127
	携帯	7,284	9,716	11,022	10,262	11,800
	郵便	40,765	45,577	43,412	42,061	42,448
切り花	貨物	111,730	110,695	117,985	123,834	123,387
	携帯	32,576	27,447	25,601	22,643	18,509
	郵便	101	136	160	93	92
生果実	貨物	61,696	59,498	66,242	63,012	65,000
	携帯	61,954	77,910	102,373	117,669	111,597
	郵便	1,798	1,767	1,511	1,425	1,336
野 菜	貨物	103,350	99,451	101,910	98,509	109,927
	携帯	94,661	109,814	121,902	129,177	122,295
	郵便	3,117	3,800	3,680	3,348	2,923
穀 類	貨物	13,961	16,260	16,367	17,362	16,609
	携帯	16,432	14,070	13,444	14,007	12,127
	郵便	2,687	1,945	2,322	2,418	2,154
豆 類	貨物	32,666	15,145	14,132	14,711	15,469
	携帯	46,258	15,857	15,127	14,965	14,677
	郵便	20,623	3,790	4,434	5,102	4,198
嗜好香辛、薬染料、その他食品	貨物	32,666	34,295	34,190	34,852	34,623
	携帯	46,258	44,199	38,149	36,612	35,436
	郵便	20,623	27,274	28,698	30,655	26,346
油料、肥飼料 その他雑品	貨物	48,714	46,808	46,935	50,318	49,255
	携帯	3,226	3,278	3,910	3,255	3,401
	郵便	21,712	21,710	25,335	27,851	26,403
木 材	貨物	5,279	4,738	4,516	3,902	4,194
	携帯	6	4	4	3	7
	郵便	12	12	5	9	12
バイオテクノロジー (組織培養 体、人工種子)	貨物	2,471	3,848	4,689	8,827	9,121
	携帯	153	359	259	284	276
	郵便	43	60	62	67	30

資料：農林水産省「植物検疫統計」各年、により作成

注1) 検査数量はkg、個など種類によって異なるため、検査件数のみ表示した。

2) 貨物の検査件数は、検査・消毒・廃棄の合計。

3) その他には、土壌・病菌・害虫・地衣類・キノコ類が含まれるが、増加の激しいバイオテクノロジーのみ表示した。

シが媒介し、穂木や接ぎ木などによって伝染し、葉や実に輪紋などを発生させる。青梅市の周辺市、茨城県、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県の一部などに感染樹が確認されている。

PPV感染地域は植物防疫法の緊急防除の対象となり、感染樹の伐採・焼却処理がおこなわれ、サクラ属の

樹木の移動禁止措置などがとられている。緊急防除は、東京都の青梅市など周辺市町で一〇年二月から実施され、現在、東京都や神奈川・岐阜・愛知・兵庫県、大阪府の一部でも実施されている。

PPVは、一九一五年にブルガリアで初めて確認され、その後、ヨーロッパ各地やトルコ、エジプト、南米に発生が拡大、アメリカでも一九九九年に発生が確認され、プラム、アーモンド、モモなどに深刻な被害を与えた。

国内初の感染樹が確認された青梅市のウメへのPPVの感染経路は不明であるが、海外から新たに侵入したウイルスによる病害である。グローバル化の中で、目に見えないウイルスの侵入は、一〇年経った現在でも広範囲の地域で緊急防除が実施されている。

なお、米国農務省は、PPV侵入から二〇年後の二〇一九年一〇月、米国内からPPVを根絶したと発表した(USDAプレスリリース、二〇一九年一〇月一七日)。

② ジャガイモシロシストセンチュウ

二〇一五年八月に、北海道網走市内の一部の圃場で、ジャガイモシロシストセンチュウ

が国内で初めて確認された。同センチュウは、バレイシヨ等の根部に寄生する線虫の一種の難防除害虫。同センチュウが寄生したバレイシヨは、根の生育が阻害され、葉の縮れや黄化等して、枯死する。発生した場合、土壤の分散による蔓延を防止し、発生圃場では土壤燻蒸、対抗植物の植栽などの防除対策で発生密度を低減し、封じ込めをおこなう。

農水省は一六年一〇月から北海道網走市の一部を、一七年一月から網走郡大空町の一部を防除区域に指定し、植物防疫法にもとづく緊急防除を実施している。

緊急防除の対策は、①発生圃場でのバレイシヨ等ナス科植物の栽培禁止、②バレイシヨ等ナス科植物の地下部や土壤の付着した植物の地下部等の移動制限、③防除区域内の移動制限植物のうち同センチュウが付着し、または付着しているおそれのあるもので、蔓延防止に必要と認め指定されたものの廃棄、④発生圃場における土壤燻蒸や対抗植物の植栽による防除、である。

農水省は、防除区域内の生産者に対して、農業機械の洗浄などによる土壌分散の防止を指導している。

③ ツマジロクサヨトウ

二〇一九年七月、鹿児島県南九州市の一部の圃場（飼料用トウモロコシ畑）でツマジロクサヨトウによる食害

が国内で初めて確認された。

ツマジロクサヨトウは、きわめて広食性のヤガ科の害虫で、寄生範囲が広く、サトウキビ・トウモロコシ・イネ・豆類・いも類・野菜類など八〇種類以上の作物に被害を与える。

ツマジロクサヨトウは、気流に乗って長距離移動し（五〇〇km、一〇〇〇kmの単位で飛翔）、繁殖力が強い（一回の産卵数が一五〇～二〇〇個で、生涯産卵数が最大一〇〇〇個）。

七月初めの国内初の確認から、二か月程度の間には沖縄県・九州全県・山陽地方・四国・東海で確認され、関東・東北でも千葉県・茨城県、福島県などでも確認されている。

ツマジロクサヨトウは、一六年にアフリカ大陸で発生が確認され、その後、インド・スリランカ・ミャンマー等の南アジアに拡大、一九年に入って中国・台湾・韓国で発生が確認されている。

ツマジロクサヨトウは、初動防除による蔓延防止が重要。植物防疫所は、都府県と連携して、初動防除対策を実施している。「今年に入り中国などでの発生が確認されたことから、万が一、国内に侵入した場合に備えて、使用できる農薬の選定など初動防除対策のマニュアルづくりのための調査研究をすでに開始していた」（横浜植

物防疫所からの聞き取り)。農水省は、飼料用トウモロコシ・ソルガムやスイートコーン(未成熟トウモロコシ)、サトウキビ、緑肥用作物といった作物別の防除対策を策定し、その中で薬剤防除に使用できる農薬一覧を公表している。

ツマジロクサヨトウは、人や家畜への影響はなく、いまのところ、飼料用トウモロコシなどの食害にとどまっている。しかし、広食性で飛翔距離が長く、繁殖力が強いいため、注意が必要である。

問題は、進行中であつた日米貿易協議の中で、米国産トウモロコシの二四五万トン前倒し輸入を裏付ける理由として、ツマジロクサヨトウの国内初の確認が利用されたことである。トランプ米大統領は「米国産トウモロコシの大量輸入を日本政府が約束してくれた」と米国中西部の農業生産者に向けた選挙対策に利用した。これに対して、日本政府は、「飼料用トウモロコシに被害が広がると、酪農家などは購入牧草に頼ることになる。購入牧草だけでは栄養バランスが崩れるので、濃厚飼料の原料であるトウモロコシの輸入拡大・供給が必要」と理屈づけた。

しかし、濃厚飼料はコーン・サイレージにとつてかわることはできない。飼料作物生産は、計画目標を下まわっており、国内飼料増産による飼料自給率の向上に努力

がつづけられ、WCS用稲・飼料用米をつうじた耕畜連携が推進されている。そのため、植物防疫では、ツマジロクサヨトウによる飼料作物等への被害を最小限にするために、初動防除による蔓延防止に全力をあげている。政府全体で、これを支援すべきであろう。

まとめにかえて

植物防疫の関係者は、これは動物検疫の関係者も同じであるが、「日本の農業を守るための仕事だ」という気概をまず最初に話す。植物防疫・動物検疫の現場に久しぶりに訪ねて、その仕事の意義と関係者の気概の一端にあらためて触れることができたと思う。

経済のグローバル化のなかで、カネとモノの動きが加速され、ヒトの動きも加速されている。ウメ輪紋ウイルス(PPV)やジャガイモシロシストセンチュウ、ツマジロクサヨトウといった新たな病害虫の侵入も、そうしたグローバル化のなかで発生している。

植物防疫、また動物検疫の意義は、ますます大きくなると痛感する。

「追記」執筆にあたり農林水産省食品・安全局植物防疫課、横浜植物防疫所の資料を利用させていただいた。関係者、今回の訪問先の方々に謝意を表したい。

身体障害者補助犬等の受入と動物検疫

日本大学 生物資源科学部 教授

小林信一

日本大学 非常勤講師

汪 斐然

1、はじめに

来年の東京オリンピック、パラリンピックには、多くの障害者が補助犬等を同伴して来日すると思われる。多様性のある東京の実現には、良い機会と言える。しかし、補助犬等の受け入れにはいまだに多くの課題がある。本稿では身体障害者補助犬法、補助犬と同伴者の社会的受入の現状、及び海外からの補助犬等の受け入れの課題について、まとめてみたい。

2、身体障害者補助犬法と補助犬使用者の社会的受入

二〇〇二年（平成一四年）一月一日に施行された身体障害者補助犬法は、盲導犬、介助犬、聴導犬の三種を

補助犬と定義しており、その公共施設や公共交通機関等での受け入れを義務付けている。

補助犬のうち、盲導犬は一九三九年にドイツから四頭が輸入され、四人の日本人の失明軍人に与えられたことを嚆矢とすると言われる。その後、一九四六年に日本ではじめての盲導犬学校が設立され、一九五七年には国産盲導犬第一号の「チャンピー」が誕生した。聴導犬については、四半世紀後の一九八三年に日本ではじめて誕生した。介助犬は一九九二年に米国から来たブルースが最初だが、国産第一号のグレイデルは一九九五年まで待たなければならなかった。

盲導犬が日本で活動するようになって、しばらくは盲導犬に対する法律はなく、ペットとの区別がなかった。一九七八年になって道路交通法によって、盲導犬使用者

が公共交通機関を利用する権利が認められたが、介助犬、聴導犬は対象に含まれなかった。

二〇〇二年五月に身体障害者補助犬法が成立し、同年一〇月一日から施行された。その中で、市役所などの公共施設や、電車、バスなどの公共交通機関への補助犬の同伴受入が義務化された。また、デパートなどの不特定多数が利用する民間施設の受入義務化は翌年二〇〇三年一〇月一日に施行され、事業所や一般住宅への受入については努力義務となった。また、違反に対する罰則は設けられなかった。さらに、二〇〇七年一月に一部改正され、二〇〇八年四月一日から、都道府県・政令市・中核市は、補助犬使用者又は受入側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けた時は、必要な助言、指導等を行う他、関係行政機関の紹介を行う相談窓口の設置が義務化された。二〇〇八年一〇月一日以降は、一定規模以上の民間企業は、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならないとされた。ただし、補助犬の使用により事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合や、その他のやむを得ない事由がある場合は、除外対象となっている。

3、補助犬使用者の社会的受入の現状

筆者の研究室では、一九九五年以降ほぼ四半世紀にわ

たって身体障害者補助犬に関する調査を実施してきた。補助犬や補助犬法の認知度や補助犬同伴者の社会的受け入れに関する調査は、一般市民以外に、飲食店、

表1 補助犬入店可の割合（飲食店）

単位：%

	2003年	2005年	2007年	2010年	2016年
3種とも可	69.0	65.0	64.7	55.0	68.5
2種可	0.0	0.0	2.6	0.0	3.7
1種可	4.2	3.0	2.6	3.3	0.0
不可	15.5	28.0	20.7	35.0	27.8
無回答	11.3	4.0	9.5	6.7	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

鉄道、バス、航空機などの公共交通機関、宿泊施設、映画館、テーマパーク、一般企業など多岐にわたる。その中で、最も継続的に行ってきたのは飲食店だが、表1のように補助犬の受け入れについては、補助犬法施行直後の二〇〇三年調査で、補助犬三種類とも入店可とした割合は、六九・〇%であったが、その後の調査でもほとんど変化が見られず、直近の二〇一六年調査でも六八・五%となっている。一方、補助犬の入店を不可とする割合は、ばらつきはあるが二〇〜三〇%程度で推移しており、減少傾向にあるとは言えない。調査対象地域や対象店は、年度ごとに異なっているもので、正確性にやや問題はあるも

表2 補助犬法の認知度（飲食店）

単位：％

	2003年	2005年	2007年	2010年
詳しく知っている	1.4	0.0	0.0	1.7
少し知っている	15.5	19.0	17.2	20.0
聞いたことはある	25.4	16.0	32.8	28.3
全く知らない	57.7	37.0	40.5	50.0
無回答	0.0	28.0	9.5	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

の、傾向を読み取ることはできるだろう。飲食店是不特定多数が利用する民間施設に該当するので、受け入れは義務となっており、不可とすることは法律違反になる。

しかし、補助犬法の認知度は、「詳しく知っている」はほぼ皆無で、「全く知らない」が半数程度となっており、減少傾向は見られない（表2）。このように、法律の存在自体が知られていないことが、補助犬とその同伴者の受け入れが進まない大きな理由と考えられる。しかも、違反に対する罰則規定はないので、受け入れなくても罰を

受けない点も、飲食店側に受け入れを真剣に検討することを促さない一因になっているだろう。

飲食店が受け入れを不可とする理由は、「犬嫌いのお客さんの存在」や「他のお客さんから苦情が来る」、あるいは「不衛生」といった回答が多い。二〇一六年の調査では、最も多かったのは、「店の決まり」の二五・〇

％、「理由はない」二〇・〇％、「不衛生」一〇・〇％、「苦情が来る」一〇・〇％などとなっている。一方、実際に補助犬が入店して困ったことは、「毛が飛んできた」とした一件を除き、全て「特になし」であった。補助犬法では、補助犬の受け入れの義務化と同時に、補助犬使用者や育成者の責務が規定されており、使用者は、「補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理しなければならない」としている。

残念ながら、飲食店をはじめとして様々な場面で、補助犬と同伴者の受け入れ拒否事例が後を絶たない。日本盲導犬協会は、「盲導犬同伴での受け入れ拒否にあったユーザーが自身の説明では相手方の理解を得られず、問題解決の要請があれば、協会はそれに対応するアドボカシー活動を二〇〇五年二月から展開しており、二〇一八年はその対応が六三件を救えた」という²⁾。このうち飲食店が二九件（四六％）、医療機関が七件（二一％）、小売店が五件（八％）で、二〇一八年度までの三年間でもこの順は変わらなかった。協会の対応にも受け入れをなかなか拒否する事例が三件あった。こうした事例を踏まえ、日本盲導犬協会は問題を三つの類型に区分している。

① 本社は身体障害者補助犬法、障害者差別解消法に沿って受け入れを進めていても、接客などにあたる一

線の従業員にまで会社方針が行き届いていない。

② 事業者が補助犬など法律のあること自体を知らない。

③ 法律を理解しても、受け入れ態勢を整えるまで手続きに時間がかかる。

具体的には飲食店などでは、「保健所から犬などの入店は衛生上の理由からできないと指導されている」、「補助犬を受け入れる施設がない」などといった誤解がまだある。保健所からの指導は厨房など実際に調理する場所のみで、客席はペットも含め一律に禁止されているわけではない。また、補助犬は使用者が座る椅子の下に、寝そべる形でじっとしているので、特別な施設は必要ない。こうした基礎的な点も理解が進んでいない。しかし、基本的には、多様性を認め合う社会作りという観点から、「障害」とは、個々人が持つ障害ではなく、全ての人を受け入れる際の社会的「障壁」のことであり、それを取り除くことが問題とされていることへの理解だろう。

我々の日米飲食店での補助犬同伴者受け入れ調査（二〇〇二年調査）では、聴導犬の認知度は日本（五八・四％）が米国（四六・七％）を上回ったにもかかわらず、受け入れについては日本（四二・八％）、米国（八四・四％）と日本が圧倒的に低い結果となった。その要因は、

米国では障害者差別については非常に敏感で、聴導犬自体を知らなくても、障害者を受け入れるという点で受け入れ可としたものと考えている。米国には補助犬法ではなく、「障がいのあるアメリカ人法」（ADA、一九九〇年制定）という障害者差別禁止法が存在し、その中で補助犬などのサービスドッグの同伴を認める項目がある。

補助犬法は世界的に見てもユニークな法律で、筆者は寡聞にしてオーストラリアのクイーンズランド州盲導犬法以外に、補助犬の名を冠した法律の存在を知らない。補助犬法は、補助犬自体の認知を高めるには意味あると考えるが、障害者差別の観点からとらえる点では弱さがあったかもしれない。しかし、二〇一六年に施行された「障害者差別解消法」では、障害を理由とした差別的な取り扱いを禁止し、ハード、ソフト両面での合理的配慮を求めている。我々の補助犬調査に当たっても、「補助犬受け入れ」ではなく、「補助犬同伴者の受け入れ」としてしているのは、補助犬の受け入れを拒否することは、補助犬と一体である障害者の受け入れを拒否することであるとの思いからであった。オリンピック・パラリンピックの東京開催の是非については置いておくとして、東京で開催されることは間違いなく障害者を含めた社会的弱者を受け入れる、真の意味でのダイバーシティ東京実現の好機と捉えられる。

4、東京オリンピック・パラリンピックと補助犬等使用者の入国

東京オリンピック・パラリンピック開催によって、海外から補助犬等の使用者がわが国を訪問する機会が増加すると予測される。これまで海外からの補助犬等の受け入れについては、各団体でバラバラに対応していたが、昨年一月に厚生省は自立支援振興室長名で、国としての統一的な対応策を通知した³⁾。その内容は、①受け入れ対象は、日本の補助犬法で定義している盲導犬、介助犬、聴導犬のみに限定する。②海外の連合会（ADI、IGDF）所属の訓練事業者による訓練が行われていて、日本の基準と同等と認められた場合には、日本に滞在する間、日本の補助犬認定団体により「期間限定証明書」を発行する。これによって、日本の補助犬同様の取り扱いが期待できる。この対応にしたがって、これまでに米国、香港、オーストラリアから五件の盲導犬が入国している⁴⁾。

この通知によって、補助犬の受け入れは混乱なく行えるものと思われるが、問題は補助犬以外のセラピードッグなどの扱いについてである。海外では日本の補助犬法で定められている盲導犬、介助犬、聴導犬以外のエモーションナルサポートドッグ（いわゆるセラピー犬）やアラ

ートドッグ（低血糖などの危険予知犬）なども多数存在する。こうした犬たちが、特に米国では日常的に航空機を利用しての実態がある。実はADAではサーブिसアニマルとして、犬以外のミニチュアホースや猫なども認めていたが、問題の多発から二〇一一年の改訂で犬のみに限定し、さらにエモーションナルドッグも除外している。しかし、アメリカ航空法では依然として、犬以外に猫やミニチュアホースも機内への搭乗が席を占有しない限り無料で認められている。当然、セラピー犬も搭乗可である⁴⁾。

筆者らは、二〇〇九年と一七年に成田と羽田空港に発着する航空会社を対象に、補助犬等の受け入れ調査を行

表3 航空機内同伴可の出現率
(航空会社)

単位：%

	2009年	2017年
盲導犬	85.7	89.5
介助犬	64.3	63.2
聴導犬	71.4	73.7
シグナルドッグ	10.7	47.4
申告犬	10.7	52.6
その他	0	10.5
回答社数	28	19

ったが、盲導犬（二〇〇九年・八五・七％、二〇一七年・八九・五％）、介助犬（六四・三％、六三・二％）、聴導犬（七一・四％、七三・七％）とこの八年間の変化はほぼ見られなかった¹⁾。日系航空会社では、全社が搭乗可としたが、外国航空会社では不可とした会社も見られた。一方、日本の補助犬法で定義されて

いる補助犬以外のサービスドッグについては、「シグナルドッグ」で一〇・七％から四七・四％、「乗客が申告した犬」は一〇・七％から五二・六％へと増加している。このように、補助犬法で定義されている犬の客室内への受け入れを拒否している航空会社がある一方、日本では補助犬と認められていない犬が客室に搭乗し、日本に入国することが考えられる。実際に前述したようにアメリカ航空法では、犬、猫、ミニチュアホースが搭乗を認められており、米国発着の航空機にもそのことを順守するように求めている。ただし、日系航空会社からの情報によれば、搭乗は犬に限定して良いとのことであった⁴⁾。それでも、エモーショナルサポートドッグなどは搭乗できることになり、その実績もある。

5、動物検疫所の補助犬等の入国に関する規制管理の状況

補助犬であれペットの犬であれ、動物検疫の観点からは、我が国に狂犬病等の感染症が持ち込まれるのを防ぐことが、最も重要視される。狂犬病はその名称とは異なり、すべての哺乳類に感染する人獣共通感染症であり、年間約六万人が死亡しているが、わが国では一九五八年以来六〇年以上発症していない。しかし、日本の周辺諸国は狂犬病の発症国であり、いつ持ち込まれてもおかし

くない。わが国が狂犬病の清浄国と見ているのは、アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー、ハワイ、グアムのみとのことだ⁴⁾。

しかし、犬の検疫に当たって、以下の条件を満たせば、入国後に長期にわたって動物検疫所に係留されることはない。その条件とは、①マイクロチップの埋め込み、②狂犬病ワクチン接種（生後九一歳以降に三〇日以上の間隔を空けて二回）、③二回目の狂犬病ワクチン接種後の採血による狂犬病の抗体検査（抗体価が基準値以上であることの確認）、④入国前に行った狂犬病の抗体検査後一八〇日以上飼育、⑤入国四〇日以上前の届け出、⑥出国前の臨床検査、⑦輸出国政府機関の検査証明書である。したがって、こうした事前準備をきちんと行えば、犬を伴う入国は大きな問題を起こさなはずである。日本での犬の輸入検疫頭数は、近年は年間六千七千頭で推移しており、二〇一六年では六、四三九頭のうち、米国が三五％、中国一五％、韓国八％で、清浄国からは六％となっている。補助犬法に基づく補助犬の輸入は毎年二〇から三〇頭の実績があり、二〇一六年は二六頭で、うち一九頭が米国からだった⁵⁾。

すでにこれだけの実績があるが、今回の「期間限定証明書」の発行は、国としての統一的な基準による証明書の発行によって、入国後の交通機関や飲食店、宿泊施設

での扱いが国内の補助犬と同様に行われることに、お墨付きが付いたことだろう。

6、補助犬等の受入の今後の課題

以上のように、犬の入国については検疫上明確な条件があり、また国内の補助犬と同様に訓練されてきた海外の補助犬については、入国以降も国内の補助犬と同様の取り扱いが期待できる。問題となるのは、補助犬法で定義されていないエモーションナルサポートドッグなどの犬だろう。欧米においては、補助犬は身体障害のみではなく、発達障害やPTSDなどにも対応する補助犬（サービズドッグ）も増加しており、わが国の補助犬法に規定されている認定制度や表示義務も法律上の定めがない。そのため、偽物のエモーションナルサポートドッグも含め、様々な問題が起っており、社会問題化しているという⁶⁾。混乱の元は、飛行機内での扱いについてのAD Aとアメリカ航空法の規程の違いや、見えない障害と言われるエモーションナルサポートドッグの対象となる障害の「見えにくさ」にあるだろう。わが国では、認証制度に象徴されるように補助犬の育成までのプロセスを重視するが、欧米では育成は自己責任で、その結果についても使用者が責任を負うという違いがあるのではないか。

二〇一九年三月一日現在の補助犬の頭数は、盲導犬九

二八頭、介助犬六五頭、聴導犬六八頭に過ぎない。盲導犬頭数は、減少傾向にすらある。その要因の検討については、紙幅の関係で別稿に譲らざるを得ないが、社会的受け入れについてもこれまで見てきたように、必ずしも順調とは言えない。欧米では国により若干の温度差はあるものの、ペットの犬であっても、公共交通機関やホテル、レストランなどに、普通に出入りできる社会的背景がある。豊文化の日本では、犬の受け入れについての忌避感が強いことから、補助犬同伴の受け入れも難しいとの指摘もある。このことから、きちんと訓練され、常に清潔である補助犬の存在が社会的受け入れには不可欠であるとし、訓練の行き届かない海外からの犬が補助犬として日本国内で問題を起こしたら、国内の補助犬同伴受け入れにも悪影響を及ぼすのではないかと危機感さえ存在する。確かに、こうした側面があることは否定できないが、日本の社会自体も、犬の存在がこれまでとは大きく異なってきたおり、番犬から家族の一員へ、室外飼育から室内飼育が一般化する傾向が、我々の調査からも伺うことが出来る。

さらに、障害者についても、障害者総合支援法では、身体障害のみでなく、知的障害、精神障害、発達障害、特定の難病も支援の対象としており、その人数は身体障害者数を上回り、さらに増加傾向にある。こうした背景

から、今後わが国でも、身体障害者のみを対象とした補助犬だけではなく、精神障害などを対象としたサービスドッグの需要も増え、法律による社会的受け入れを求める声も高まると思われる。今後、こうした点も踏まえた対応策を考えていく必要があるだろう。

注

1) 身体障害者補助犬等に関する調査・畜産経営研究調査資料（日大畜産経営学研究室）

盲導犬に関する調査研究 No.七〇一 一九九五年

飲食店におけるサービスドッグ受け入れに関する調査研究

No.一三〇五 二〇〇二年

飲食店におけるサービスドッグの受け入れ調査 No.一五〇

四 二〇〇四年

公共交通機関における身体障害者補助犬同伴者の受け入れに

ついて No.一六〇二 二〇〇五年

飲食店における補助犬同伴者の受け入れ調査 No.一七〇六

二〇〇六年

聴導犬に関する調査 No.一七〇七 二〇〇六年

飲食店における身体障害者補助犬同伴者受け入れに関する調査

No.一八〇七 二〇〇七年

公共交通機関における補助犬同伴者受け入れに関する調査

No.一九〇六 二〇〇八年

小学生の盲導犬に対する意識調査 No.一九〇七 二〇〇八年

盲導犬に対する小学生の意識調査 No.二〇〇六 二〇〇九年

身体障害者補助犬同伴者の社会的受入に関する調査 No.二一

〇八 二〇一〇年

航空機への身体障害者補助犬とペットの受け入れ調査 No.二

一〇九 二〇一〇年

飲食店における身体障害者補助犬同伴者の受け入れに関する

調査 No.二二一〇 二〇一〇年

宿泊施設における身体障害者補助犬同伴者の受け入れに関する

調査 No.二二一一 二〇一〇年

動物園・水族館における身体障害者補助犬同伴者受け入れに

関する調査 No.二二一三 二〇一〇年

障害者補助犬同伴者の動物園の受け入れについての調査

No.二二一四 二〇一〇年

一般企業における身体障害者補助犬同伴者の受け入れに関する

調査 No.二二〇八 二〇一一年

映画館における身体障害者補助犬同伴者受け入れに関する調

査 No.二三〇五 二〇一二年

高校生に対する補助犬の講義・デモによる効果に関する研究

No.二四〇一 二〇一三年

盲導犬に関する意識調査 No.二四〇一 二〇一三年

盲導犬普及・啓発に関する調査 No.二五〇一 二〇一四年

飲食店における身体障害者補助犬同伴者の受け入れに関する

調査 No.二八〇一 二〇一七年

犬の社会的受容に関する調査 No.二八〇一 二〇一七年

航空機への身体障害者補助犬の受け入れについて No.二九

〇一 二〇一八年

身体障害者補助犬の社会的受入について No.三〇〇一 二〇

一九年

2) 「盲導犬ユーザーの受け入れ拒否対応事例」二〇一九年四月、

公益財団法人日本盲導犬協会 [https://www.moudouken.net/](https://www.moudouken.net/uploads/media/2019/04/2019042195720.pdf)

uploads/media/2019/04/2019042195720.pdf 二〇一九年一〇月

二日閲覧

3) 秋山仁 「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドラ

インについて」『日本補助犬科学研究』 p 五九 Vol. 一三 No. 一

二〇一九年

4) 「二〇一〇年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、海

外からの補助犬受け入れシンポジウム」日本身体障害者補助犬

学会第一二回学術大会 二〇一九年一〇月六日

5) 櫻井健二 「狂犬病と犬の輸入検疫について―農林水産省動物検

疫所の取組み」『日本補助犬科学研究』 p 八五 Vol. 一二 No. 一

二〇一八年

6) 高柳友子 「身体障害者補助犬法で認定対象となっていない海外

からのサービスドッグ同伴受け入れにおける現状と課題」『日

本補助犬科学研究』 p 二六 Vol. 一二 No. 一 二〇一八年



検疫探知犬イメージキャラクター「ケンくん」

水際で日本を守る検疫探知犬

東京大学大学院農学生命科学研究科 教授 安藤光義

（増頭が望まれる検疫探知犬）

豚コレラの感染拡大によって養豚業は甚大な打撃を被ることになった。そうした中、ワクチンや治療法がないアフリカ豚コレラの発生が韓国で確認された。宮崎県で

の口蹄疫の発生が与えた

経済的損失は二、三五〇

億円と試算されており、

殺処分頭数は約三〇万頭

にのぼった。考えたくは

ないが、豚コレラ、さら

にアフリカ豚コレラの感

染拡大によって、同様の

状況が日本全国に広がっ

た場合、養豚業は壊滅の危機に晒されかねない。そうした事態を回避するためにも動物検疫体制の拡充強化は国策と呼ぶべき状況を迎えているのである。肉製品の持ち込みをどうやってシャットアウトするにかかっている。その水際防疫で重要な役割を果たしているのが検疫探知犬である。

検疫探知犬とは、手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬のことである。日本では二〇〇五年一二月に成田空港に初めて導入され、その後、主要空港での導入が進んでいる。農林水産省からの提供資料によると、北から、新千歳空港（二頭）、成田国際空港（八頭）、東京国際空港（五頭）、川崎東郵便局（二頭）、中部国際空港（三頭）、関西国際空港（八頭）、福岡空港（三頭）、那覇空港（二

検疫探知犬による探知実績

2018年（速報値）	件数（件）	数量（kg）
川崎出張所（国際郵便局）	3,169	3,005
北海道・東北支所	1,911	648
成田支所	13,934	20,701
羽田空港支所	5,818	5,313
中部空港支所	1,520	2,304
関西空港支所	9,998	10,012
門司支所	2,570	3,282
沖縄支所	256	70
その他（出張対応によるもの）	35	13
計	39,211	45,348

資料：農林水産省提供

頭）の八カ所で計三三頭が働いている（二〇一九年六月時点）。このほか、富山空港、高松空港、宮崎空港、佐世保港、博多湾などの地方空港、国際郵便局でも出張探知を実施している。空港に配置されている犬種は全てビグルである。二〇一八年の速報値だが、この検疫探知

犬による探知実績は三九、一一一件、四五、三八三kgに達している。

重責を担っている探知犬だが、まだまだ数が足りていないというのが実情である。二〇一九年六月一日の日本農業新聞では次のような報道がされている。

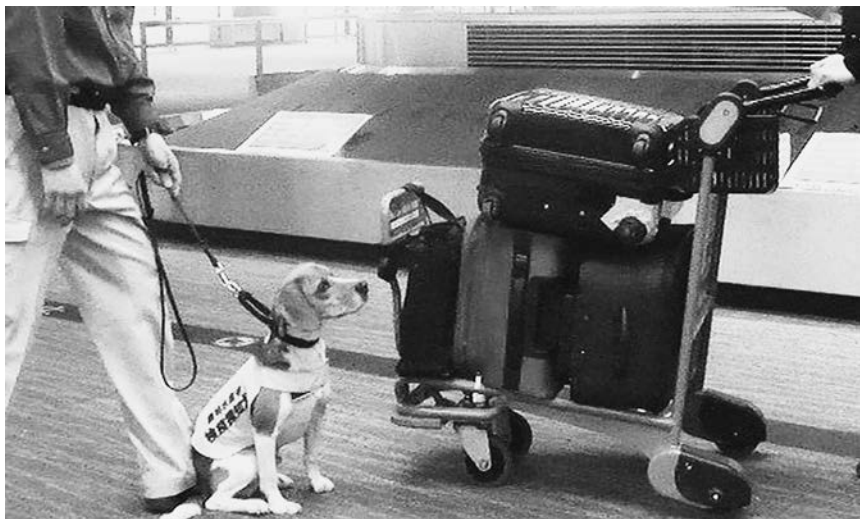
「農水省によると、国内への農畜産物の持ち込みを調べる「検疫探知犬」は三三頭。三

一頭が羽田や成田など国内七空港で手荷物を調べ、二頭は国際郵便を扱う神奈川県の川崎東郵便局で検査する。しかし現状では、探知犬の数が足りていない。動物検疫所は「外国便が集中する時間帯は、渡航者全員に探知犬をあてがうことは困難」と説明。探知犬は地方空港に出張調査も行うが、頻度は二、三週間に一回程度。派遣頭数も少なく、担当者は「探知犬による抑止効果を期待するにすぎない」と明かす。」（日本農業新聞二〇一九年六月一日）



動物検疫所

この点は動物検疫所も認識しており、今回の現地調査では「今年度中に五三頭まで増やす予定である」とのことであった。なお、二〇一九年一〇月一六日現在、農林水産省のHPによれば検疫探知犬は全国一〇カ所に三六頭が配置されていることになっており、六月の報道時点と比べて三頭増えているが、まだまだ少ない。来年度予算の概算要求で



は、検疫探知犬の増頭を含む「家畜伝染性疾病の海外からの侵入防止」については今年度の四二二百万円から一、一二四百万円への大幅な増額を求めているが、事態の重大性・緊急性を鑑みると、これでも足りないかもしれない（注！）。

（強化される水際対策）

何としても防がなければならないのがアフリカ豚コレラである。アフリカ豚コレラはウイルスが豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とするものである。有効なワクチンや治療法がなく、最も恐れられている家畜の伝染病の一つである。ダニや感染した豚との直接接触はもちろん、汚染された未調理の豚肉によっても豚に感染するので肉製品の持ち込みは絶対に認めることができないのである（注！）。動物検疫所の伊藤和夫所長の話によれば「アフリカで養豚業が発展しないのはこの病気があるためだと考えられる。スペインで発生した時は撲滅するまで三〇年かかった」とのことであり、水際防疫に日本の養豚業の存亡がかかっているということがよく分かる。

国際空港海港における旅客に対する水際対策は、手荷物として持ち込まれる畜産物等の検証、検疫探知犬の活用、動物検疫に対する注意喚起（ポスター掲示、機内ア

ナウンス等)、入国者への口頭質問の実施、消毒マットによる旅行者の靴底消毒などが実施されている。さらに、二〇一九年四月二二日から家畜伝染予防法違反事案への対応の厳格化が図られた。具体的には、家畜防疫官が肉類等の所持の有無について質問し、所持の申告がなくて肉類の所持が発覚した場合は警告書を手交するとともに、違反者のパスポート情報をデータベース化することとなった。そして、繰り返し違反するなど悪質性が認められる場合は警察に相談・告発し、三年以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金を科すことになる。これまで悪質なケース四件を逮捕したとのことである(二〇一九年一〇月二〇日時点)。こうした情報をSNSで発信、広めることで肉製品の持ち込みの減少に繋がることを期待していた。

(活躍する検疫探知犬)

空港での検疫探知犬の活動だが、航空機一便について一頭一回二〇分、一日五〜六便を探知するのでトータル二〜三時間の労働となる。かなりの集中力を要する仕事であり、これが限界のようだ。また、週休二日制となっており、二日間連続で休ませて十分な休養を取らせるようにしているとのことであった。

訓練を受けた後、二〜三歳頃から検疫探知犬として働

き始め、おおむね一〇歳で引退することになる。中型犬の一〇歳は人間の六〇歳に相当する。実働七年間ということである。検疫探知犬とハンドラー(検疫探知犬を扱う人)との間の相性は重要であり、同じハンドラーが七年間、同じ検疫探知犬を担当している。最近では日本で訓練を受ける犬が増えており、民間の犬とハンドラーを雇い上げるケースが増えてきているとのことである。現在、活躍している検疫探知犬の三分の一は日本で養成された犬という話であった。

今回、実際に検疫探知犬の仕事を見させていただいたのは川崎東郵便局である。ここで国際郵便物の検査を行っており、輸入国際郵便物の約九割(船便で届く国際郵便物は全て)を取り扱っている。二〇一七年の状況だが、不合格となった畜産物は一二、六六一件、一四、四四七kgにのぼる。不合格品については荷受人に対して、



焼却・埋却、返送等の意思を確認することになる。宅配便は料金が高いため食品を送る場合は料金の安い郵便となることから小包系を重点的に検査している。

川崎東郵便局には二頭の検疫探知犬がいるが、ビー



グルではなく、ともにラブラドルである。前日の台風の影響で船が到着せず、検査対象となる荷は少なく、また、見学時間も一五分と短かったが、その間に検疫探知犬は二件の食品を発見した。一つはトウガラシである。これは病気を持っていることがあり、生だとミバエ類が入っていることがあるとのことであった。もう一つは鴨肉であった。

検疫探知犬は「検疫探知犬」と記された衣装を羽織っているが、これは検査を行う時にのみ身に着けることになっている。これを羽織ることで検疫探知犬は仕事に取り掛かっていることを意識して頑張るという話であった。見事に食品を見つけることができた場合はご褒美が与えられる。疑わしい郵便物を発見した時は吠えたりせず、その場で座ることになっている。

検疫探知犬に日本の水際防疫の成否がかかっているのである。今後の増頭と一層の活躍が期待されるところである。

付記..

本調査に際しては動物検疫所ならびに横浜植物防疫所の方々から多大な支援を賜った。ここに記して謝意をあらわしたいと思います。

本稿の写真やイラストは全て農林水産省動物検疫所のHPに掲載

されていたものである。

注..

(1)

「アフリカ豚コレラが、観光やビジネスなどで日本との人の往来が多い韓国でも発生した。中国やベトナム、日本と同じ島国であるフィリピンなどアジア諸国でも発生している。国内には既にウイルスが侵入しているとの想定で、養豚場などは最大限の警戒と防疫対策を講じる必要がある。

国は検疫探知犬や旅行者への口頭質問などで、ウイルスに汚染されたものが持ち込まれないよう水際対策を進めている。しかし、国際郵便も含めた全ての荷物を確認するのは難しい。今でも大型クルーズ船でアジアから観光客が大挙して押し寄せているし、今後はラグビーワールドカップや東京五輪・パラリンピックなどのイベントでさらに増えると考えられる(宮崎大学農学部・末吉益雄教授の話)。(日本農業新聞二〇一九年九月一八日)とのことであり、緊急対応が求められるところである。

(2)

アフリカ豚コレラは「死亡した豚の血液や、各種の臓器ならびに筋肉内に三〜六か月間残存するため、ウイルスに汚染された豚肉や豚肉加工品を豚に給餌することで感染が成立する。ウイルスは冷凍された豚肉内で二一〇日間以上、スペインの生ハム中で一四〇日間以上、また、燻製や塩漬のハム等の中でも三〇〇日間以上感染性を失わないという

報告がある。死亡した豚を他の豚がかじったり食べたりすることによっても伝播する可能性があり、東欧においては野外に廃棄された豚や病死した野生のイノシシが感染源の一つと考えられている」(農研機構・動物衛生研究部門・疾病情報・アフリカ豚コレラから引用)とあるように、大変感染力が強い。肉製品の中でも感染力を失わないという点は脅威である。

こうした事態に対して伊藤所長は別の雑誌で次のように記している。「近年問題しているのが、海外からの旅行者による肉類や食肉加工品の持ち込みです。外国人旅行者や外国人労働者が急増したことで、こうした携帯品によるリスクや密輸の可能性が拡大しているのです。とりわけアジア諸国からのルートについては、アジア全域で動物の伝染病が蔓延しているほか、訪日外国人旅行者の約八五％がアジア諸国となっていることもあって注意を払っています。具体的な対策としては、入国審査への入口など全国六二カ所に靴底消毒マットを設置したり、主要空港などに合計三四頭の検疫探知犬を配備したりしています。犬種は嗅覚がすぐれているとされるビーグル犬がほとんどで、肉類や食肉加工品、さらには果物なども見事に嗅ぎ分け、荷物の前にそっと座ることで私たちに教えてくれます」(伊藤和夫「職員一丸となった動物検疫業務で生産者と地域経済を守る」

『コロンブス』二〇一九年八月号)

検疫労働の特性と次世代養成の条件

日本大学生物資源科学部 准教授 友田 滋夫

一 検疫労働の肉体労働的側面

検疫労働は肉体労働的側面を持っている。例えば、埠頭における植物検疫作業として、コンテナを開け、その中に病害虫等が潜んでいないかを確認する作業がある。

これは、重量物を取り扱う労働である。コーヒー豆の検疫の場合、コンテナに入っている六〇kg入りの麻袋を、ランダムに数袋コンテナ外に取り出し、開封し、コーヒー豆をふるいにかけて下に落ちてくるホコリや虫を目視検査したうえで、異常がなければ取り出した袋をコンテナ内に戻す。これが全て手作業で行われる。

この作業は、一年通して、よほどの悪天候でない限り、屋外で行われる。埠頭には日差しを遮るものは何もない。夏はアスファルトの照り返しの酷暑の中で作業を続

けることになる。冬は冷たい風を遮るものもない中で作業を続けることになる。どちらが大変かというと夏だろう。冬は防寒着を着込めばよいが、夏は服を脱ぐにも限度がある。道路工事においても冬よりも夏の方が労働環境が過酷であり、熱中症が多発するが、検疫労働はこうした屋外労働共通の特性を持つ。

検疫対象をふるいにかける際にはホコリも舞う。ビートパルペレットは、袋に入れられないまま、コンテナにバラ積みされており、コンテナを開けた時にコンテナ外に荷崩れしないよう、扉の内側は板でショワリングされている。この板の外側にこぼれたビートパルペレットにはカビが生えている場合があるが、この部分もふるいにかける。カビが生えているということは湿った証拠であり、湿っていれば、虫が発生している可能性が高ま

るからである。しかし、検疫対象にカビが生えていれば、それをふるう際に舞うホコリにも当然カビが含まれている。このカビが有毒なカビであった場合、健康被害をもたらす可能性もある。齊藤宏之「作業環境中におけるカビと健康影響」『安衛研ニュース』No.二五（二〇一〇年七月二日、労働安全衛生総合研究所）によると、空気中のカビ汚染が深刻な作業環境や、有害性の高いカビが浮遊している場所で作業することにより、①カビが呼吸器や皮膚などで増殖することによる感染症、②カビ毒による中毒症状（肝臓がんなど）、③カビの胞子や菌体に対する過剰な免疫反応によるアレルギー症状（ぜんそく等）、④カビの代謝産物である揮発性有機化合物によるシックビル・シックハウス症候群（倦怠感、頭痛、めまいなど）を引き起こす可能性があるとされている。

このように、埠頭における防疫労働は屋外における肉体系労働であり三K労働の側面を持つ。

また、検疫探知犬を用いた検疫についても、肉体系労働の側面がみられる。これは屋内労働であるが、探知犬が反応した小包等は検疫職員が手作業で運びだし開封して中身をチェックするため、重量物を運ばなければならぬ場合もある。

こうした肉体系労働の側面を持つ労働の条件改善策として、重量物を持ち上げる作業改善のためのパワースーツ

等の使用、防塵マスクの使用などが考えられる。

二 知識労働的品格とその労働条件

埠頭においてコンテナを開け、その中に病虫害等が潜んでいないか確認する作業には、病虫害についての高度な知識を要する。ふるいから落ちてきたホコリや虫が、有害なものであるかどうかを、まずはその場である程度判別できる知識が必要である。さらに疑義のある場合は持ち帰って詳しく同定しなければならぬ。

また、動物検疫においては、病原体によっては加熱処理すれば死滅するものもあるので、我が国と取り決めた条件に則って加熱処理された畜産製品については輸入可能なものもある。しかし、十分な加熱処理がされていないければ、生きた病原体が残存している可能性がある。そこで、規程通りに加熱処理がされているかどうか等について検査する必要がある。SDS-PAGE（ポリアクリルアミド電気泳動）により、検体と検体を完全加熱したもの比べて、差が大きければ検体の加熱が不十分であったと判断できる。また、畜産物が表示通りの畜種の肉で製造されたものかの判別も、動物検疫所の仕事である。このように、検疫官には検査技能も求められる。

検疫探知犬を用いた検疫についても、開封して中身をチェックするうえで、違反品についての知識を要する。

また、違反物が見つかった場合、荷物の受取人に手紙を出して、荷物全てを返送処分とするか、焼却処分とするか、問い合わせるという業務もあるので、事務能力も必要である。

三 感情労働的側面とストレスケアの必要性

二〇一九年四月二二日から、海外からの肉製品、植物（種苗類、果物等）の違法な持込みへの罰則の適用が厳格化され、手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などが確認された場合、罰則の対象になり、輸入検査を受けずにこれらを持ち込んだ場合には、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金が科せられることとなった。従来は現在のような厳格な対応となっていなかったため、違反品を持ち込もうとした旅行者と検疫官との間でトラブルが多発しており、検疫官が違反者に対して「放棄をお願いする、違反者が納得するまで説得を続けるしかない」状況であった。そしてこのことが、一部の悪質・強硬な違反者と検疫官との長時間にわたるやりとりや、違反者からの威圧・暴力など、検疫官のストレスと労働環境の悪化の要因にもなってきた。

現在では、罰則が厳格に適用されることになったので、以前と比べれば検疫官の労働条件が改善されたが、それでも、違反品を持ち込もうとする者に直接接すると

いう点において、ストレスが生じることに変わりはない。このように、検疫官の仕事は、いわゆる「モンスター」な違反者に対して、自らの感情をコントロールしながら対応する「感情労働」という性格をもっている。精神的なストレスがたまらないようにするケアが必要である。

四 多様な性格の労働を一人で担う例

以上のように、検疫労働には、肉体労働、知識労働、感情労働、事務労働といった多様な性格がある。これらは、職場、担当ごとに分担されている場合もあるが、多くの場合、これらの性格の労働のうち複数の性格の労働を一人で担うことになる。その典型を、商社等の物流センターに検疫官が出向いて行う肉類の動物検疫に見ることができる。

ここでは、一人の検疫官が多様な性格の労働を一手に担っている。その作業の流れとしては、まず前日午後、国・畜種ごとに定められた指定処理施設から輸入されたものかどうか等、輸入条件に沿っているかについて書類検査を行う。次の日の午前に、物流センターに出向き、検疫用スペースに保管されている検疫対象を現物検査する。書類通りのものか、輸入して良い部位かどうか、肉加工品であれば加熱状況はどうかなどを検討し、疑義が

あれば検体を持ち帰り、加工品を解凍して加熱状況を検査したり、原料肉の畜種鑑別などを行う。検査結果に問題があれば、出荷を一時停止させる。

このような労働を、肉体労働、知識労働、事務労働といった側面から見ると、以下のようになる。

まず、冷凍肉の部位は、解凍して伸ばしてみれば判別しやすいが、解凍すると商品が劣化するので冷凍のまま判別しなければならない。冷凍のまま部位を判断するには経験を要する。加熱状況の検査には科学的知見と実験能力を要し、これらは知識労働である。

つぎに、物流センター巡回は、チームではなく、検査官一人ずつに分かれて行うから、検査過程で何か問題を発見すれば、一人で当該物流センターの担当者と折衝し、検体を持ち帰らなければならない。そうした意味では対人労働、感情労働的な側面も持つ。

また、検疫用スペースのある倉庫の温度は0℃であり、防寒服を着て入る。冷凍肉の物流施設は動物検疫所川崎出張所管内で三八施設ある。三コースに分かれて、一日に一人で一二〜一三か所回る。防寒を着るとはいえ、一日に何度も外気と0℃の環境を出入りすることになる。場合によっては、積み上げられた冷凍肉の箱を手作業で動かす必要もある。こうした面は肉体労働的要素にあたる。検査官はこれらの労働をすべて一人でこなす

のである。

五 労働の繁閑による労働集中と超過勤務

検査労働は、動植物及び同製品の貿易量によって労働量変動する。単に傾向的に貿易量が増えていくのであれば、それに沿って要員を増やせばよい。また、貿易量には季節変動があるが、貿易量の季節変動は毎年おむね同様の傾向をとる。例えばキャベツの検査量は、表1に示したように、だいたい二月〜四月に集中する。

もちろん、輸入されるのはキャベツだけではない。また、品目によって検査単位当たりの重量は異なるから、検査統計の全品目検査重量合計の季節変動から労働の季節変動を判断することもできない。しかし、各品目に季節変動がある以上、検査労働全体としても季節変動が生じていると思われる。たとえば、内閣府「市場開放問題苦情処理推進会議」第七回報告書（平成一四年三月）によると、「生鮮野菜類を中心とした輸入が急増している海港及び空港については、当該海港及び空港を担当する植物防疫所の検査処理能力（輸入の多い二か月の過去三年間の平均検査件数）を超える場合には、当日検査が行われず翌日以降の検査となる場合がある」。つまり、季節変動に対応して最繁となる二か月間を基準として人員配置がされているということになる。このような季節変

表 1 キャベツの検査量の月別割合の推移（単位 %）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2010	1.6	6.1	13.2	12.3	12.2	6.2	1.5	4.1	2.6	10.4	11.7	18.0
2011	5.3	15.6	23.3	16.1	6.4	3.3	7.0	3.7	3.0	7.3	3.9	5.2
2012	10.9	21.0	21.1	18.4	10.5	4.2	4.1	1.9	1.6	1.1	1.4	3.7
2013	12.5	10.5	11.9	11.4	6.9	2.3	5.8	3.2	3.6	3.6	7.8	20.6
2014	19.8	17.3	14.7	11.0	6.7	4.2	2.4	2.6	6.8	9.1	1.8	3.5
2015	7.3	6.9	7.5	9.7	11.1	3.9	2.1	5.9	9.9	22.7	9.0	3.9
2016	4.4	6.4	6.9	9.0	11.3	4.1	2.2	6.2	10.1	24.0	9.4	3.6
2017	6.2	11.5	19.1	17.5	8.8	4.4	2.9	3.9	5.8	2.8	4.2	13.1

資料：農畜産業振興機構「ベジ探」より作成。元資料は農林水産省「植物検疫統計」。

動は比較的長期のサイクルであり、予想もしやすいので、要員配置も相対的には容易であるが、それでも、最繁忙期に十分対応できるように要員を確保していれば、閑散期には余剰労働が生じる。それでは要員配置として不効率であるから、なるべく余剰労働が生じないように、最繁忙期に超過勤務も含めてギリギリ対応できるような人員配置をすることになる。最繁忙期を超過勤務で乗り切ることを前提に人員が配置されているから、最繁忙期の「平均検査件数」を超過したときには、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）および平成三〇年人事院勧告別紙第三「公務員人事管理に関する報告」に定められた超過勤務上限内では処理しきれずに「翌日以降の検査」となるわけであるが、このような事例は、ここ数年発生していない。

さらに、こうした長期的に予測し得る検査件数の変動以外に、天候による検査件数の変動がある。通常の雨天等であれば検査は行われるが、検査対象が雨に濡れて品質劣化の恐れがある場合は雨の当たらない場所に移動して検査を行う必要があるため、検査効率は落ちる。その分、検査しきれないものがあると、翌日は検査量を増やさなければならぬ。また、風雨が強ければ検査はできない。台風一五号が関東を通過した九月九日には、コンテナが入ることができず、作業が滞った。そのため、翌

表2 防疫官の数と輸入量等の推移（実数は人、指数は2016年＝100）

		2016	2017	2018	2019
実数	家畜防疫官数	416	435	460	481
	植物防疫官数	901	921	934	947
指数	家畜防疫官数	100	105	111	
	植物防疫官数	100	102	104	
	牛輸入頭数	100	164	162	
	豚輸入頭数	100	88	130	
	初生ひな輸入羽数	100	74	94	
	牛肉輸入量	100	117	126	
	豚肉輸入量	100	109	111	
	家さん肉輸入量	100	108	110	
	野菜輸入量	100	105	111	
	入国者数（日本人+外国人）	100	112	122	

資料：法務省「入国管理統計」

農林水産省動物検疫所中部空港支署「動物検疫所の取組」2018年7月

農林水産省消費・安全局動物衛生課「動物検疫の概要」2019年6月

農林水産省横浜植物防疫所「植物防疫所の業務概要」2019年9月

農畜産業振興機構「野菜の生産・流通動向の概要」2019年2月

日一〇日に前日の分もまとめて作業することとなった。人員は平常時を前提に配置されているので、こういった不測時には非常に作業が集中することになる。

六 リスクの多様化と検疫業務の多忙化

近年、貿易量の増加以上に、病害虫が国内に入り込み蔓延するリスクは高まっている。

その一因が、小口取引や国際小包、旅行者の手荷物の増加によって、小さな単位の検査対象が増えていることである。かつては、海外から入ってくる動植物及びその加工品と言え、商社等の大企業が大口輸入するものが多かったが、現在ではインターネット取引等の普及によって、個人等の小規模な輸入が増えている。また、留学生や技能実習生等日本に長期滞在する外国人の増加に伴って、そうした人々に母国から送られてくる小口荷物も増えている。留学生や実習生の他にも、業務や観光目的で国境を行き来する人も増え、そうした人々が持ち込む手荷物も増えている。輸入業者は防疫についてある程度知識を持っているため、業者が輸入する品は違反の確率が低い、個人が海外から持ち込む荷物は違反の可能性がより高いため、全て検査しなければならない。

もう一つの要因は、諸外国における口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚コレラ、アフリカ豚コレラといった、家畜

重要伝染病の頻発である。これら伝染病が発生した諸国からの小包や手荷物等については検疫を強化せざるを得ないので、諸外国において伝染病が広がれば広がるほど、検疫を要する荷物も増えることになる。

さらに、国内における口蹄疫や豚コレラといった家畜伝染病の発生、ツマジロクサヨトウといった新たな病害虫の発生という問題もある。これらの発生に対応し、封じ込めのために国内検疫を強化するため、検疫官の業務が増えていくことになる。

以上のように、貿易量の増加以上に、防疫上のリスクが高まっており、検疫官の業務は増えている。表2のように輸入量の増加に伴って検疫官は増えているが、輸入量や入国者の増加に比べると、検疫官の増加程度は小さい。リスクが高まり、細々とした荷物が増えれば、輸入量の増加程度以上に検疫官を増やす必要がある。しかし、現実には検疫官の数を貿易量と貿易の質の変化に応じて増やすことが難しいため、検疫官の「質」の向上、検疫官の労働強度の強化による対応をせざるを得ない状況になっているのである。

七 多面的性格をもつ検疫労働者の養成と確保

検疫官数と防疫上のリスクのアンバランスを解消するため、必要な人員を増員することが望ましいが、予算と

の兼ね合いもあり、それが難しい場合もある。そこで、増員とあわせて、能力の高い検疫官による効率的な検査を行う必要がある。これは前述のように、一面では労働の強化ということができるので、現場の検疫官の労働実態を十分に見極めたうえで、能力向上を個人任せにせず、組織的に技能養成を図るとともに、そのための時間の確保を図る必要がある。こうした組織的な技能養成の取り組みを抜きにして、検疫体制を維持することはできない。

能力を高めるため、動物検疫では、検体のブラインドテストを行ってスコアをつけ、検疫官個人の能力検査を行っている。また、海外の研究機関に人員を派遣して検査技術を学んでいる。海外では、日本で発生していない病気や日本で「過去の病気」になったものについても学ぶことができ、防疫官の技能を高めることができる。

検疫官のモチベーションを保ち、向上させることも、検疫業務を効率的かつ正確に行うとともに、能力の高い検疫官の育成に資する要素である。しかし、農業生産者から、「防疫官は何をやっているのかわからない」と言われることがある。防疫官の活動にもかかわらず、生産現場で疾病や病虫害が発生していることもその要因になっていると考えられる。このように、防疫官が生産者から「何をやっているのかわからない」と言われることは、

防疫官の仕事に対するモチベーションを低下させる可能性がある。したがって、生産者に対し、どのような防疫措置をした場合にどのようなリスクがあるのか、説明することが必要である。空港や港湾での水際対策だけでは、リスクをゼロにすることはできない。例えば渡り鳥等によって病原体が持ち込まれることもあるからである。したがって、水際対策の効果とリスクを生産者に伝え、防疫官による水際対策の役割や、病原体を生産現場に近づけないために生産者が執るべき努力の必要性とその具体的な方法について、防疫官と生産者が情報共有していく必要がある。

また、労働節約的な新たな機器の導入によって、人員の制約の中で効果的な検査業務を行うことも必要である。すでに韓国でもアフリカ豚コレラが拡大しつつある。韓国でさらにアフリカ豚コレラが広がり、さらに台湾でも発生するような事態になれば、現在の検査探知犬と人員の数では対処が難しくなっていく。X線装置など新たな機器の整備も進めていく必要がある。

一般的に、職場が多忙になればなるほど、次世代の技能養成のために割ける労力が圧迫されるため、現場では「即戦力」が求められ、技能養成がおざなりになりがちである。そして、技能養成は労働内容が複雑であればあるほど難しくなる。防疫官の仕事は、肉体労働と知識労働

と感情労働と事務労働といった多様な側面を持つ複合的な労働であるため、技能養成も簡単にできるものではないだろう。規則等に規定された超過勤務の範囲内で仕事が終わらず、翌日回しになるような状況では、次世代養成の時間を確保するのは容易ではない。次世代を養成できるだけの余裕のある職場をつくるのが、今後の防疫体制を支える基礎となる。

森林総研研究成果報告

シカ被害対策としての大苗植栽の可能性

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林総合研究所 九州支所 森林生態系研究グループ 野宮治人

はじめに

戦後に造林されたスギやヒノキが成長して伐採時期を迎えています。近年、九州や四国では伐採量が増えていて、伐採後には再びスギやヒノキが造林されています。

しかし、戦後の一時期には絶滅が心配されたこともあったシカが日本各地で増加し、平成以降は森林における被害の第一となっています。そのため、シカが生息している地域では、造林地を防鹿柵で囲ってシカの侵入を防いで苗を植えることが一般的となっています。かつては不要であった防鹿柵を設置することは、林業経営の大きな負担となっています。

そこで、防鹿柵を使わずに、ある程度の食害は許容しながら、最終的には成林が可能となるような大苗植栽に

ついて研究を進めています。シカの餌にもなる苗を植えることになるので、この方法が成功するためには、いろいろな条件を見極める必要があります。まだまだ試験段階ですが、いくつか明らかになって来たことを紹介します。

大苗とは

はっきりとした大苗の定義はありません。出荷される苗には、地域ごとに一定の苗高（七〇cm程度までのことが多い）や地際径が求められ、規格に達した苗は「普通苗（規格苗）」と呼ばれます。一般的には、この規格の苗高を超えてしまった苗を「大苗」と呼びますが、本稿では、少なくとも一〇〇cm以上の苗を「大苗」として想定しています。

シカ被害対策として求められる大苗のサイズ

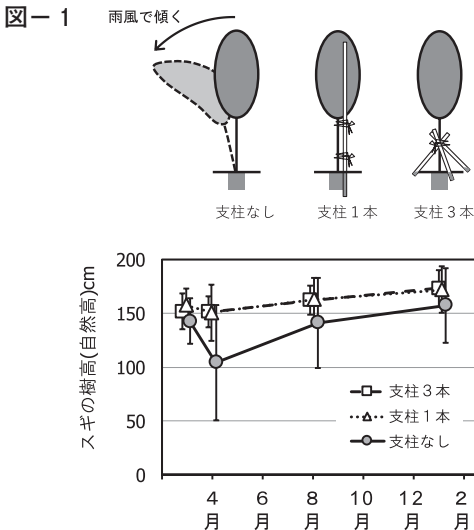
シカが高密度に生息している場所では、林内の枝葉の分布が特異的な状況を示します。すなわち、高さ一・八～二・〇mより下の枝葉のほとんどがシカに食べられて消失し、見通しが良くなります。この高さのことをブラウズライン（ディアラインとも言う）と呼び、シカの採食可能な高さには限界のあることが分かります。

究極的には、このブラウズラインを超す高さの苗を植えば、苗の先端を食害されることなく成林すると期待されますが、そんなに大きな苗を何千本も植栽することは、人力で植える限り現実的ではありません。

なるべく苗の高さは低くしながら、苗の先端に対する食害リスクも十分に小さくできる、そのような苗の大きさを明らかにする必要があります。そのためには、シカが食べやすい（言い換えると、シカに食害されるリスクの高い）高さを知る必要があります。

食害されやすい高さ

そこで、二〇一三年に大分森林管理署と共同で、高さ一六〇cmのスギ苗を植栽する試験を行いました。これくらい大きな苗を植えるには支柱が必要とされますが、一部は支柱なしで植栽しました。支柱がない場合、植栽直



植栽した大苗の自然高の推移
(支柱がないと植栽後に頭を垂れて樹高が低くなるが、次第に回復してきた。)

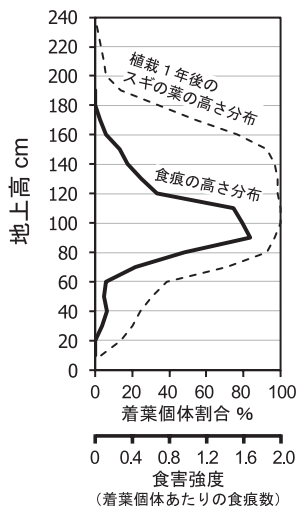
後には雨風の影響で苗の上部が垂れて傾き、見かけの高さ（自然高）は低くなりましたが、成長期を経て傾きは回復しました（図一）。ただし、回復の過程で蔓や雑草に絡まってしまった場合には枯れることもあります。

そこで、一年間を順調に樹高成長した苗（支柱あり）について、シカが食べた痕跡（食痕）の高さを調査しました。まず、斜面傾斜の影響を除くため、平坦な場所（傾

斜が五度以下)に植栽した苗についてまとめました(図一)。(二)枝葉の分布は十分ある状態で、食痕の高さ分布は八〇〜一一〇cmにピークがあり、それを超える高さになると食痕の数は急激に少なくなることが明らかになりました。このピークの高さは、九州に生息するシカの体格に照らし合わせると、シカの肩から口先までの高さに相当していました。

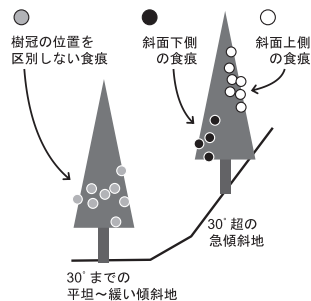
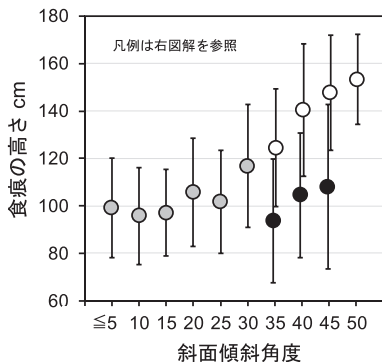
高さが八〇cm以下でも食痕の割合は低下していました

図-2



平坦な場所に植栽したスギの着葉分布とシカ食痕の高さ分布
(採食された葉は高さ80~110cmに集中していた。)

図-3



斜面傾斜角度が大きくなるとシカ食痕の高さも高くなる
図中の丸印は平均値、バーは標準偏差。30°を超える急傾斜地では、スギの樹冠の斜面上側の食痕(白)と斜面下側の食痕(黒)に分けて示した。

(斜面傾斜が25°を超えると食痕の高さが高くなった。また、急傾斜地では斜面上側で食痕の高さが高くなった。)

が、これは八〇cm以下では安全ということを意味しません。八〇cmよりも小さな苗が食害を受ける場合には、一番重要な苗の先端で食害リスクが最も高くなることには

注意が必要です。

斜面傾斜の影響

急傾斜地では、シカに食害される高さが平坦地に比べて高くなることは知られていましたが、具体的にデータで示されることは、ほとんどありませんでした。今回の調査データを植栽位置の傾斜ごとにまとめてみたところ、傾斜が三五度を超えると、食痕の高さが平坦地に比べて四〇cm以上高くなることが明らかとなりました(図一三)。そして、食痕の高さが高くなるのは、急な斜面の上側から食べられた場合(図一三)であり、食痕の数で比べると八割以上は斜面の上側に分布していることも明らかにしました。

おわりに

今回の調査から、シカ被害対策として大苗を利用する場合、植栽地が平坦であれば一二〇cm以上、急傾斜地であれば少なくとも一四〇cm程度の大苗が必要であると言えそうです。また、シカの食害強度の高さ分布や、それに対する斜面傾斜の影響は、シカ被害発生シミュレーションなどに役立つと考えています。

本稿では紙面が限られているため、詳細な結果は参考文献で確認して頂くとして、最後に、シカ被害対策とし

て大苗を利用する場合の注意点やこれから明らかにすべき点について述べておきます。

ある程度の食害は許容するとしても、なるべく食害を受けないよう、造林樹種はできるだけシカの嗜好性が低い樹種が好ましい。(スギかヒノキで選べばなら、スギの利用を勧めたい。) 植栽木が強度の被圧を受けない限り造林地の雑草木は残すべきだが、植栽木よりも嗜好性の高い雑草木が多いことが好ましい。シカが高密度に生息していると食害が激害化する可能性が高いので、シカの捕獲努力は必ず必要です。そして、大苗植栽に関して一番必要なのは、大苗を植栽する前に、その造林地で成林が可能かどうかを総合的に判断する方法の確立です。解決すべき課題はまだ多くありますが、シカがある程度生息していても低コストな造林を可能にする研究が求められています。

参考文献

野宮治人ほか(二〇一六) スギポット大苗植栽後一年間の主軸の傾きと活着に対する支柱の効果。日本森林学会誌九八:二〇一—二五

野宮治人ほか(二〇一九) 植栽したスギ大苗に対するシカ食害痕の高さ分布は斜面傾斜に影響される。日本森林学会誌一〇一:一三九—一四四

編集後記

大きく盛り上がった濁流が住居をのみ込み、恐ろしい勢いで目の前を流れていく。長野市の千曲川決壊で取り残された住民がスマホで撮影した動画がニュースで流れました。筆者はかつて長野市内で勤務したことがあり、決壊したあたりも車で何度か通ったことがありません。りんご畑の広がるのかな地帯が水没してしまった姿に、水害の怖さを改めて感じました。

先月号の編集後記で台風一五号による被害に触れたばかりなのに、その後一九号が襲来。そして、それら被害の復旧もままならないうちに東日本を中心に記録的な大雨が降り、各地で冠水や土砂崩れ、生活道路の陥落による集落の孤立化、停電など甚大な人的・物的被害が生じました。

農林水産分野での被害額総計はおおよそ二千二百億円とのこと。このうち千葉県の被害額をとってみると四五〇億円となっていますが、同県の二〇一五年度農林水産業総生産額が二千百億円であることを踏まえれば、今回の被害がいかに深刻であるかがわかります。農業用ハウスの被害も甚大で、現場からは、解体業者が手一杯で解体作業がいつ始められるかわからず、今後再建するとなると以前からのローンに加え二重ローンになってしまうと

の悲痛な声も聞こえてきます。

被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、本誌は九月九・一〇日、動植物検疫の現地調査を成田空港と横浜市などの施設を対象に計画しました。しかし台風一五号の上陸により関東一円の交通機関がマヒしたため九日の成田での調査を断念し、一〇日に訪問した横浜を中心とする施設での調査を行い、その調査報告を本号に掲載しました。

執筆者のなかにも触れた方がおりますが、今回お世話になった植防、動検の皆さんがそれぞれの業務と真剣に向かい合い、また、自らの仕事について「日本の農業を守るための仕事だ」と誇らしげに語る姿に筆者も感銘を受けました。

一方、組合員からは、輸出入検査の業務や訪日外国人旅行者、クルーズ船やLCCチャーター便などの増加による人員不足を訴える声が挙がっています。農水省当局としても、的確な業務遂行に向けた予算、組織・定員増の要求を関係省庁へ強く求めているとのことですが、業務量の増加になかなか追いつかず、超過勤務等でしのいでいるのが実態のようです。良好な職場環境実現に向け、人員不足の早期解決が望まれます。

(花村)